

広報
みぶ
[KOHO-MIBU]

1 2018
JANUARY
月号
No.704



ごあいさつ



壬生町長
小菅 一 弥

新年明けましておめでとうございませう。皆様におかれましては、輝かしい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

お陰様を持ちまして、本町のまちづくりも順調に進んでおり、これも町民の皆様のご支援ご協力の賜物と心より感謝を申し上げます。

昨年を振り返りますと、国内では、日本列島への台風の上陸や接近が相次ぎ、全国各地で洪水被害などが発生いたしました。中でも、福岡県と大分県を襲った九州北部豪雨は、甚大な被害をもたらした。今なお多くの方が不自由な生活を余儀なくされております。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、最近の経済情勢は、企業の業績回復、雇用状況の改善に見られるように好感がもたらされ、民間の設備投資も活発になっております。本町では、「みぶ羽生田産業団地」において「フアナック株式会社」が本

格操業を開始されますとともに、新たな工場を整備されるなど、世界戦略の拠点づくりが進められ、また、おもちゃのまちでは、県内有数の客室数を誇るホテル「ホスピタルイン独協医科大学」が間もなく開業となるなど、明るい話題も届けられております。

そのような中、まちづくりの課題であります人口減少や少子高齢化を克服し、「魅力あふれるまち」を実現するためには、振興計画や総合戦略に掲げた施策・事業の着実な実施が、何よりも重要と考えております。ここで主な取り組みについて申し上げます。

まず、庁舎整備ですが、現庁舎につきましても、老朽化が著しく、防災拠点として機能を発揮できないことから、新たな庁舎の整備を決断いたしました。今後、国・県の支援のもと、町議会をはじめ、多くの皆様のご意見を伺いながら、事業推進

に努めて参ります。

次に観光振興についてですが、今年4月から6月末まで、国内最大規模の観光キャンペーン「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン(DC)が行われます。昨年は、わんぱく公園へのSLの設置、道の駅での多彩なイベントの開催、おもちゃ博物館でのオリジナル・トミカの販売、さらには、フェイスブックによる情報発信など、ソフト・ハード両面から、観光振興の基礎づくりを図って参りました。

間もなく、DC本番を迎えますが、「日本一のおもてなし」を目指し、町を挙げての観光振興に取り組んで参ります。

ブランドづくりでは、昨年から、新たな取り組みとして、地元壬生産の酒米を使用した日本酒づくりに着手いたしました。引き続き、町独自の材料やアイデアを活かし、新たな商品づくりにチャレンジして参ります。また、町を代表するイチゴ、トマト、かんぴょうなどの農作物につきましても、ブランド力の強化による生産振興と販路の拡大に取り組んで参ります。

次代を担う人づくりでは、これまで、地域の特色や特性を活かした学校づくりなどを進めて参りましたが、子どもたちが、夢と希望と自信をもって、未来に向かって羽ばたいていける学習環境の整備を進めて参ります。

目次

- 2 新年のごあいさつ
- 4 籠師 武関翠心
- 6 町発展への功勞・功績をたたえ自治功勞者を表彰
- 8 歴史民俗資料館だより
- 9 まちトピ
- 12 第30回公民館まつり
- 13 壬生町長・壬生町議会議員選挙立候補予定者の皆様へ
- 14 確定申告のお知らせ
- 16 所得税、住民税Q&A
- 22 確定申告は期限内に！
- 26 催し・相談
- 28 募集
- 30 お知らせ
- 35 第10回栃木県小学生駅伝競走大会開催！
- 37 1月16日～2月15日カレンダー
- 38 出張！なんでも鑑定団inみぶ開催

表紙写真：武関翠心作品に花を活ける(松本家住宅)

また、保育園の統廃合、放課後児童クラブの設置につきまして、関係者のご意見を踏まえ、円滑な整備を進めて参りますとともに、出産から育児まで、多様なニーズにも対応した子育て支援に取り組んで参ります。

スポーツの振興では、地方創生事業を活用し、町内14か所にボルダリングウォール(人工壁)を整備しましたが、今後、健康づくりや体力づくりなど、幅広い世代の方にご利用いただけるよう競技の普及を図って参ります。

また、健康長寿のまちづくりでは、みぶまち・獨協健康大学の開催や健康マイレージ事業を効果的に活用し、引き続き、意識の高揚と知識の普及啓発に努めるとともに、医療・介護の連携により、高齢者の皆様が、健康で安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

生活道路や雨水排水施設については、緊急性等を勘案しながら、順次、整備を行うとともに、上・下水道、農業集落排水については、未普及地域の解消に向けて計画的な整備を進めます。

六美町北部地区の土地区画整理や下稲葉地区の圃場整備につきましては、円滑な事業の推進に向け、県及び地元関係者との調整を図って参ります。また、企業進出の受け皿となる産業団地につきましても、的確なニーズの把握に努め、適地での整備について検討を進めて参ります。

以上、主なものを申し上げます。幸い本町は、数多くの資源に恵まれており、それらを有機的・効果的に各種施策・事業に活かしていくことで、山積する課題を克服し、地域の活性化に繋いでいくことができると考えており、引き続き、住民誰もが幸せを実現できる住みよいまちの実現を目指し、町一丸となって取り組んで参ります。

年頭に当たり皆様方のご多幸を祈念いたしますとともに、本年も格段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい平成30年の新春を、晴れやかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

重ねて、日頃より町議会活動に対し深いご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて昨年は、9月に突然の衆議院の解散があり、それに伴い新党の結成や既存政党の分裂など、非常に目まぐるしい情勢のもと選挙が行われましたが、ふたを開くと台風の目になるかと思われた某新党は失速し、与党が大きく勝利を収める結果となりました。このような政治の安定感も一因となつて、日経平均株価は堅調に推移しており、企業の業績も軒並み良好で有効求人倍率も高くなるなど、国内の

景気は回復に向かつていているとの印象を受けるものであります。

また、当町の近況に目を向けてみますと、フアナック壬生工場がいよいよ本格的に稼働を始めたことや、県内最大規模を誇るホテルとなるホスピタルイン獨協医科大学が近く開業予定であることなど、当町の産業の成長や、活性化に貢献する期待を抱かせるに十分なフアクターが揃っており、町が将来大きく発展することを確信させるものであります。

将来への期待という点では、昨年は各界で10代の若者の台頭が目立ちました。将棋界では、中学生でプロデビューを果たした藤井聡太4段が、歴代最多連勝記録を更新し鮮烈な印象を与えました。スポーツ界においては、高校野球の清宮選手が通算本塁打記録を塗り替え、サッカー界では久保選手が16歳でJ1

リーグにデビューを果たし、また卓球界でも平野選手や張本選手など、世界の舞台で活躍する有望な若手が多く輩出されており、新しい世代の波が感じられ、2年後にせまった東京オリンピックに向けて期待が高まるところです。

このように町が発展していくためには、未来を背負って立つ若者の活躍が不可欠であります。

町が昨年からはじめた「みぶっ子心のきらめき表彰」は、小学6年生の子供達一人ひとりの良いところを表彰するものですが、町の子供達が自身の自己肯定感や有用感を育むことで、将来町や社会に貢献できる若者に成長してくれることを望みます。

希望にあふれる話題の反面、大変残念なことに昨年もまた多くの災害が発生してしまいました。特に大雨による水害が目立っており、7月に発生した九州北部豪雨は、線状降水帯の影響によりおよそ40名もの死者を出す大惨事となつた他、巨大な台風が頻発して各地に甚大な被害をもたらしました。また、県内でも3月に那須町のスキー場で雪崩が発生し、登山講習中の高校生ら8名が死亡する大変痛ましい事故が起きたことは記憶に新しく、予測は難しいとはいえ、自然災害に対しては常に万全の

心構えをもっておくことが肝要である事を痛感させられる出来事でありました。

町は昨年、2020年度までに新庁舎を建設すると発表しましたが、庁舎機能の役割の一つとして災害発生時に対策本部となる庁舎が、ようやく建替えられることとなり、町民の皆様も大きな安堵感を得られたのではないのでしょうか。我々町議会は、早速昨年の9月議会において庁舎建設特別委員会を立ち上げ、全議員が委員に就任致しました。今後、特別委員会において、町民の視線をもって利便性や経済性などの観点から検討を重ね、執行部に対して議会としてしっかりと提言を行ってまいります。

本町議会の昨年の主な活動と致しましては、まず4月に第2回目となります「議会と住民との懇談会（トーク&ディスカッション）」を開催したことが挙げられます。今回は事前に懇談会運営委員会を組織し、およそ半年に渡って話し合いを重ねた上での開催となりましたが、当日は70名以上の方々にご参加をいただきまして、議会に対する関心の高さを実感した次第です。今回も町民の皆様から、直接様々な分野への率直なご意見や、厳しいご提言などをいただ

く事ができ、我々議員にとりましても大変濃密で有意義な懇談会となりましたことを改めて御礼申し上げます。ありがたいことに、多数の好意的なご感想をいただきましたが、次回以降もさらなる創意工夫をもって、益々充実した懇談会となるよう努力していく所存です。また、昨年も議会改革を進めており、議会に対して請願書又は陳情書を提出された方が、所管の委員会において意見陳述を行うことが出来ることと致しました。提出された方に、直接委員会でご意見を述べていただくことで、より深い審議ができることとなり、議会のさらなる活性化に寄与するものと思っております。

我々議員は、本年4月15日を持ちまして任期満了となり、一つの区切りを迎えます。これまでの4年間、町議会運営に特段のご支援ご協力を賜りましたことに、心から御礼申し上げます。残された期間も、これまで同様精一杯頑張つて参る所存でございますので、何卒引き続きのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、壬生町の限らない繁栄と皆様方にとって本年が更なる飛躍の年になりますことをご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



壬生町議会議長
鈴木 理夫

竹の技人

籠師 武関 翠心



／ SUISHIN
BUSEKI ／

2018年

2月10日(土)

3月25日(日)

「開館時間」
午前9時～午後5時

「火曜日は午後1時から」

「休館日」
月曜日(2月12日は開館)

「観覧料」

一般200円
中学生以下無料

「障害者手帳をお持ちの方は
観覧料が免除になります。」

「主催」

「郷土の偉人顕彰作業」
実行委員会

壬生町立
歴史民俗

資料館

〒321-0225

栃木県下都賀郡壬生町
本丸1-8-33

〔東武宇都宮線壬生駅下車、
壬生城址公園内〕

Tel.0282-8278544
武関翠心「袋形花籃」個人蔵



武閔翠心は、栃木県壬生町藤井に農業を営む兵吾の二男として生まれる。本名、幾之助。

関東平野に広がる壬生町は、陸路・水路の要衝として発展し、江戸と日光を結ぶ重要拠点でもあった。特に翠心の生まれた藤井村は、黒川から利根川に続く舟運の拠点であり、また薪・炭・竹の林産物の集積場である河岸が存在した。竹は後に組んで江戸周辺に運ばれ、藩からの産物として「竹の子」が江戸幕府に献上された。

川と舟運を背景に育った翠心は尋常小学校の卒業をまっつて、武閔家と縁のある栃木町の籠師初代飯塚鳳齋に入門し技術を学んだ。時に11歳。その後鳳齋一家と上京し本格的な竹工芸家を目指す。竹工の基礎ともいえる唐物写しに習熟すると、そうした模倣の職人技に飽きたらず創造的な竹工芸を模索する。

鳳齋一門には、翠心の兄弟弟子、二代飯塚鳳齋と飯塚琅玕齋など、後に近代竹工芸の一翼を担う門人たちが集い、花籠を主とする独創の竹工芸を展開していった。

二代鳳齋、琅玕齋は芸術家としての竹工芸家として、翠心は籠師としての道を拓いていった。

東京は下谷区車坂にて独立した翠心は、高島屋を売り場に正倉院華籠を模した箆籠で評価を得た。とりわけ翠心独自の売り物に「月形」とよばれた信州竹の灰皿があり、これは好事家の評判を得て寝る間も惜しんで制作したと噂された。

そして竹工芸の先駆となった翠心の後継として、武閔節雲、二代目武閔翠月らが新たな指標をしめし、現在三代目翠堂が日本工芸会で活躍している。

本展では、生誕130年を記念し初代飯塚鳳齋門の一人として活躍した武閔翠心を10年の歳月をかけて調査し確認された作品を中心に、また鳳齋一門の優品もあわせて展観し、竹の技人翠心の魅力を紹介する。

翠心



／ SUISHIN BUSEKI 作品：(左上) 武閔翠心「袋形花籠」個人蔵 (その他すべて) 武閔翠心「花籠」個人蔵 撮影協力：国登録有形文化財 松本家住宅 挿花：倉井真理子

〔交通のご案内〕

壬生城址公園内
電車：東武宇都宮線「壬生」駅下車、徒歩約10分
JR宇都宮線「自治医大」駅下車、タクシー約15分
車：北関東自動車道「壬生I.C.」から約10分、「都賀I.C.」から約10分

〒321-0225
栃木県下都賀郡
壬生町本丸1-8-33
(東武宇都宮線
「壬生」駅より徒歩10分、
壬生城址公園内)
TEL 0282-78544

壬生町立
歴史民俗
資料館



〈関連企画〉

- 鼎談「竹の技人「翠心」を語る」& ギャラリー・トーク
講師 武閔翠堂氏 (日本工芸会正会員・特待者)
諸山正則氏 (東京国立近代美術館 特任研究員)
鈴木さとみ氏 (栃木県立美術館 学芸員)
日時 3月4日〔日〕 午後1時30分～4時
会場 壬生町城址公園ホール研修室及び歴史民俗資料館 展示室
定員 80名(先着順) *参加費無料
参加を希望の方は電話 0282-82-8544 までお申込みください。
定員になり次第締め切ります。
- ミュージアム・トーク (担当学芸員による展示解説)
日時 2月12日〔月・祝〕・3月21日〔水・祝〕 午後2時～
* いずれも企画展観覧料が必要 (事前申込み不要)

町発展への功労・自治功労者を表彰

永年にわたり、町政運営の推進、教育・文化の振興等で多大な功績を残された方々を称え、「平成29年度壬生町自治功労者表彰式」が、11月9日(木)に役場正庁で行われました。今年は、功労賞15名、徳行賞2名、計17名の方が受賞されました。



功 労 賞

受賞者（敬称略）

農業委員として功績があったと認められる方.....	あおき 青木 幸一・やなしま 梁島 源智
福祉委員として功績があったと認められる方.....	くらい 倉井 福治・やまだ 山田 キクエ
統計調査員として功績があったと認められる方.....	ましやま 増山 恭子
消防団員及び町議会議員として功績があったと認められる方.....	あかば 赤羽根 信行
消防団員及び農業委員として功績があったと認められる方.....	おおはし 大橋 公一・くろこ 黒子 徹
児童館運営委員及び町議会議員として功績があったと認められる方.....	こまき 小牧 敦子
企画委員及び都市計画審議会委員、人権擁護委員として功績があったと認められる方.....	さいとう 齊藤 かずこ 和子
消防団員及び町議会議員として功績があったと認められる方.....	たまだ 玉田 ひでお 秀夫
青少年問題協議会委員及び町議会議員として功績があったと認められる方.....	たまむら 田村 まさとし 正敏
消防団員及び町議会議員として功績があったと認められる方.....	なかがわ 中川 よしお 芳夫
消防団員及び図書館協議会委員、青少年問題協議会委員として功績があったと認められる方.....	なかがと 中里 としあき 年昭
行政協力委員及び企画委員として功績があったと認められる方.....	やまもと 山本 ただお 忠男

徳 行 賞

町に1件100万円相当以上の金品を寄附された方.....	うすい 白井 よしひこ 芳彦・匿名希望
------------------------------	---------------------

（該当条項順、職名順、50音順）



新たに みぶブランドが認定されました！

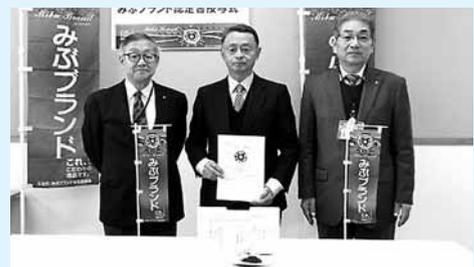
- 認定品 お茶とお惣菜のパオ「壬生の手揉み茶」
- 認定期間 平成29年12月1日～平成33年3月31日

11月の審査をへて、新たな魅力あふれる商品が町の認定となりました！

12月11日(月)役場にて、みぶブランド認定証授与式が行われ、代表の内山功様が登場し、小菅一弥町長から認定証が手渡されました。全部でみぶブランドの数は、15社29品となりました。



「壬生の手揉み茶」



左から：櫻井会長、お茶とお惣菜のパオ様、小菅町長

○お茶とお惣菜のパオ 壬生町通町8-11 ☎82-0064

◎問合せ：みぶブランド推進協議会（壬生町役場 商工観光課）☎81-1844 FAX:82-1107

栃木青年会議所「大好き！わたしのまち作文&標語」の表彰式が行われました。

11月18日(土)に「一般社団法人 栃木青年会議所」主催による「第2回大好き！わたしのまち作文&標語 ～地域のこども作文&標語コンクール～」の表彰式が栃木市岩舟文化会館 コスモスホールで開催され、150名を超える参加がありました。

未来の地域の担い手である栃木市と壬生町のこどもたちに地域の良さ、文化、伝統に気付き、明るい豊かな社会を作ることを自発的に考える力を養うために、「自分の住む地域の自慢」をテーマに作文と標語を募集し、壬生町長賞、壬生町PTA連合会賞の表彰を次の方が受けました。

壬生町長賞

- 作文賞 「東雲公園のみ力」
熊倉響さん (壬生町立壬生小学校 6年)
- 標語賞 田中 來和さん (壬生町立壬生東小学校 4年)

壬生町PTA連合会賞

- 作文賞 「歴史ある壬生町のみこまい」
佐々木和奏さん (壬生町立壬生小学校 6年)
- 標語賞 塚原 悠斗さん (壬生町立安塚小学校 3年)



●壬生町長賞 (櫻井副町長)



●壬生町PTA連合会長賞 (杉山PTA連合会長)

※栃木青年会議所は、栃木市及び壬生町在住の20歳から40歳までの青年経済人の組織する団体です。

青少年健全育成第8回みぶバンドフェスタ2017を開催

11月5日(日)、城址公園ホール(壬生中央公民館)大ホールにおいて、「青少年健全育成第8回みぶバンドフェスタ2017」が壬生ライオンズクラブ主催、壬生町、町教育委員会共催で開催されました。

はじめに、青少年健全育成標語の表彰式が行われました。「ありがとう その一言で 笑顔咲く」で最優秀賞を受賞した壬生中学校の藤原朱里さんを始め、入賞者には副町長、青少年健全育成実施委員会委員長及びライオンズクラブ会長から賞状と記念品の授与が行われました。

演奏会では、壬生寺保育園さくら組、壬生高等学校吹奏楽部、南犬飼中学校吹奏楽部及び壬生中学校吹奏楽部のそれぞれが日頃の練習の成果を発揮し、会場を大いに盛り上げました。

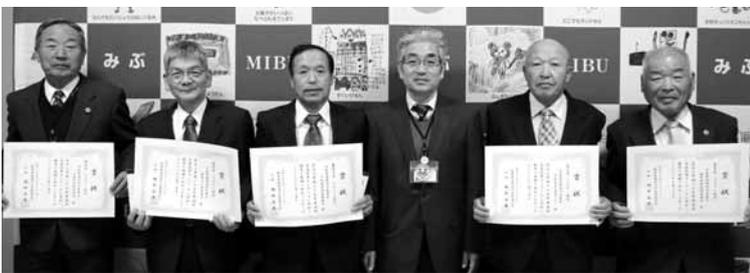


合同演奏の様子



- 入賞者左より
- | | | |
|------|--------|--------|
| 最優秀賞 | 壬生中学校 | 藤原朱里さん |
| 優秀賞 | 南犬飼中学校 | 宝田家さん |
| 佳作 | 壬生中学校 | 五月智美さん |
| 佳作 | 南犬飼中学校 | 小島華音さん |

栃木県道路愛護作業コンクール 1団体が最優秀賞、5団体が優秀賞を受賞



- 写真左から
- ・六美町北部自治会
 - ・緑町三丁目自治会
 - ・下町南花壇管理組合
 - ・至宝町南美化推進クラブ
 - ・福和田花壇愛護会
- 大西 良雄さん
山根 賢二さん
阿久津 秋男さん
桑川 隆男さん
大橋 良平さん

11月21日(火)、栃木県公館において栃木県道路河川愛護連合会主催による「平成29年度道路愛護作業コンクール表彰式」が開催されました。

このコンクールは、参加団体が良好で快適な道路環境の維持・保全、花木の植栽による道路の美化などに取り組んだ結果を、建設・維持・環境、フラワー部門に分けて審査、表彰をするものです。

壬生町では、下町南花壇管理組合がフラワー部門最優秀賞、六美町北部自治会、緑町三丁目自治会、福和田花壇愛護会、至宝町南美化推進クラブ、稲葉地区公民館周辺花壇管理組合がフラワー部門優秀賞を受賞しました。

各団体とも、地域内の国道、町道等の緑地帯等の花の植え付け、除草清掃及び、空き缶・ゴミ拾い等の道路愛護作業を定期的に行い、積極的に道路美化活動に取り組んでおります。

平成29年度栃木県更生保護事業関係者顕彰式

11月17日(金)、宇都宮市文化会館において、栃木県更生保護事業関係者顕彰式が開催されました。栃木県下の更生保護事業関係者及び民間協力者の功績をたたえ、更生保護事業関係者士気の高揚と更生保護事業の一層の進展を期して、壬生町では4名と1団体の功績が顕彰されました。

保護司の方々は、犯罪や非行に陥った人の更生を支援するため、指導、生活相談など社会復帰への手助けとなる活動をされたことが評価され表彰を受けました。また、更生保護女性会員の方は、更生保護活動の功労が評価され感謝状が送られました。その他に、壬生町の城内自治会が「社会を明るくする運動」に関する取り組みを評価され、民間協力団体として感謝状が送られました。

・顕彰式の詳細はこちらになります。

関東地方更生保護委員会委員長表彰

下野保護区保護司会

おともたつじ
大友達示
たかやまひろみ
高山文雄

栃木県保護司会連合会長表彰

下野保護区保護司会

すずきよしお
鈴木良男

栃木県知事感謝状

壬生町更生保護女性会

はんだみつこ
半田光子

宇都宮保護観察所長感謝状

壬生町城内自治会

(敬称略)

栃木県民生委員児童委員大会 開催

宇都宮市文化会館で11月1日(水)に開催された平成29年度第27回栃木県民生委員児童委員大会にて、民生委員児童委員の大橋信行さん、中山清さん、玉田洋子さん、小菅陽子さんが、10年の長きに亘り民生委員児童委員として地域福祉の向上に尽力された功績が認められ、全国民生委員児童委員連合会会長表彰を受賞されました。また、同大会において民生委員児童委員の渡邊勝三さんが7年の長きに亘り民生委員児童委員として地域福祉の向上に尽力された功績が認められ、栃木県民生委員児童委員協議会会長表彰を受賞されました。



右：渡邊勝三さん



左から、中山清さん、小菅陽子さん、玉田洋子さん、大橋信行さん

歴史民俗資料館だより

地域に眠る文化財シリーズ
壬生古墳群の謎②

『史跡 愛宕塚古墳』

—川原石に覆われた古墳—

前回に続き本年度発掘調査を実施した「みぶ愛宕塚古墳」について、新たに発見された成果について報告いたします。

昔から、「みぶ愛宕塚古墳」については、墳丘は土を盛っただけの古墳と考えられていました。壬生地区にある古墳の中では、「車塚古墳」のみ、墳丘の表面を多くの川原石で覆う「葺石」と言われる施設を持つていて、多くの研究者たちは考えていました。

しかし発掘調査の結果、二段に造られた墳丘の二段目の斜面から写真のように多くの川原石が発見されました。「葺石」の表面に多くの土が堆積していたため現在まで気づかれなかったものと、考えられます。

これにより、同古墳が造られた当時の墳丘は、土で二段に築かれた墳丘の第二段部の表面は、多くの川原石で覆われている状態が「みぶ愛宕塚古墳」の本来の姿であったようです。

また、「葺石」という古墳の表面を川原石で覆う技法は、壬生の中でも羽生田地区の大型古墳に採用された特徴と考えられ、その技法が現在の群馬県的大型古墳に顕著にみられることから、羽生田地区の古墳は群馬からの影響を受けて造られた古墳と推測してまいりました。しかし、壬生地区の同古墳にも「葺石」の技法が取り入れられていることは、壬生地区の古墳も、羽生田地区同様に群馬との関連を見ていく必要性が出てきました。



後円部で発見された「葺石」

問合せ先

歴史民俗資料館

☎0282-82-8544



© 桜あおい

まちトピ

カーブミラー清掃作業 壬生町交通安全協会稲葉支部



壬 生町交通安全協会稲葉支部（鈴木岩夫支部長）では、10/1、8、21、29に地域内にある120本のカーブミラー清掃を行いました。
清掃によりカーブミラーはピカピカになり、見通しが改善されました。また、カーブミラーの点検も行い、これまで以上にきれいになったカーブミラーで交通安全を願っていました。

「人権の花」運動 花の贈呈式



10

月31日（火）、壬生小学校において宇都宮地方法務局栃木支局、栃木人権擁護委員協議会、町による「人権の花」運動の花の贈呈式が行われました。当日は、町人権擁護委員協議会（桑川武正会長）から児童たちへのシラー・カンパニユータの球根が手渡されました。
この運動は、児童が相互に協力しながら花を育てることで、やさしさや相手に対する思いやりの心を育み、人権への理解を深めてもらうと実施しているものです。



壬 生町自衛隊父兄会（関本和夫会長）では、健康ふくしまつり並びに町産業まつりの会場において署名活動を実施しました。
北方領土は歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島で、祖国復帰が未だに実現されていないことから、署名を通じて国民一人ひとりの意思を北方領土返還実現に反映させようと、毎年父兄会の会員により活動しており、多くの方々から署名を頂きました。

北方領土返還要求促進の署名運動を実施

【平成30年成人式特集 第69回 壬生町成人式】
ケーブルテレビでは「壬生町成人式」の特別番組を放送します
番組では式典の様子や新成人へのインタビューなどを紹介！

第69回 壬生町成人式（全4回放送）

1/30（火）午後2時～ 2/1（木）午後9時～
2/3（土）午前11時～ 2/4（日）午後1時～



栃木ケーブルテレビ 0120-25-1819

【壬生町行政番組「壬生ホットチャンネル」放送中】

「壬生ホットチャンネル」は毎月1日更新の行政番組です。
番組では町のイベント情報などのホットな話題をお伝えします

壬生ホットチャンネル（コミュニティチャンネル111ch）

月・水・金・日曜日 午前8時50分/午後4時50分/午後11時25分
火・木・土曜日 午前6時45分/午後0時45分/午後7時45分

※番組の内容や放送時間は、都合により変更になる場合がございます



さつまいもの収穫 なかよし農園

10 月26日(木)、稲葉公民館北側にある「なかよし農園」

において、上稲葉花と緑の郷づくり協議会(琴寄成人会長)のご協力のもと、稲葉小学校、いなば保育園の子どもたちのさつまいも収穫体験が行われました。自分たちで苗植えを行ったさつまいもが大きく成長した姿に、子どもたちはとても楽しそうに笑顔で収穫していました。



壬生小2年生が 有機さつまいもを 収穫しました!!

11 月10日(金)、壬生小学校内畑にて2年生によるさつまいもの収穫が行われました。6月に無農薬でさつまいもを有機栽培

しているみぶブランド事業者「戸崎農園株式会社」が苗を提供、大きく、甘くなるように植え付けをしました。大きく育った有機さつまいもに子どもたちは大喜びしながら、土にまみれ一生懸命収穫しました。



南犬飼地区老人クラブ さつまいも料理で保育園児と交流

11 月8日(水)、やすづか保育園の年長組園児(16名)と南犬飼地区老人クラブ連合会井上

貞行会長)の皆さんが、さつまいも料理で交流をしました。

さつまいもは、園児とクラブ員が6月に苗を植え、11月1日に収穫したものです。収穫では顔ほどの大きさのものを、体全体で引き抜き大はしやぎで盛り上がり、秋の美りを楽しみました。

さつまいも料理での交流では、クラブ員が料理した大学芋やふかし芋を食べ、「とってもおいしい」と園児が言うと、「そうかおいしいだろう」とじいちゃん、ばあちゃんが応え、笑顔いっぱい楽しいひとときを過ごしました。



広告募集

「広報みぶ」に、お店や会社のPR、事業やイベントの宣伝など町民の暮らしに役立つ広告を有料で掲載しませんか?

「広報みぶ」は壬生町民の皆さんに広く親しまれており、広告を掲載するには最適なメディアです。ぜひご利用ください。

町公式ウェブサイトへのバナー広告掲載も随時募集しています。詳しくは下記URLをご覧ください。

<http://www.town.mibu.tochigi.jp/koukoku.html>

◎問合せ ●総合政策課情報広報係 ☎81-1814

《お任せください》 皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 43年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

◎壬生町内で働きませんか。人材を募集しております。
お気軽に連絡ください。 0285 (23) 9806 担当 荒川



まちトピ

10 月8・15・22日に県内各地で県民スポーツ大会が開催され、熱戦が繰り広げられました。

壬生町は16種目に出場し、剣道が優勝、陸上競技・バスケットボール（男子）が準優勝、ママさんバレー・バレーボール（男子）・ソフトテニス第3位に入賞しました！

全国障害者スポーツ大会にて銅メダルを獲得

10 月28日～10月30日まで愛媛県にて開催されました「第17回全国障害者スポーツ大会」に宮本恵さん（壬生町就労支援施設むつみの森）がボウリング青年女子の部に出場され、3位入賞しました。

銅メダル獲得の報告を櫻井副町長にされ、大会に向けご家族と一緒に努力されたエピソードや、全国の競技者と交流をされた経験を語っていただきました。



中央・宮本恵さん

34th MIBU バドミントン大会

〔11月12日(日) 町総合運動場体育館〕

成績

- 男子A 優勝 織田・諸橋 組
準優勝 平石・上野 組
第3位 大山・関谷 組
- 混合B 優勝 佐藤・千葉 組
準優勝 稲葉(吉)・斉藤 組
第3位 青柳・賀長 組
- 女子B 優勝 須藤・館野 組
準優勝 藤原・田中 組
第3位 葭葉・手塚 組



優勝者のみなさん 後列左より 佐藤・千葉・諸橋・織田
前列左より 須藤・館野 (敬称略)

陸 地区コミュニティ推進協議会（島田一良会長）は、コミュニティ活動の充実・強化を図るため、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業の一般コミュニティ助成事業を受け、いす、テーブル、パソコン及びエアコンを購入しました。

睦地区コミュニティ推進協議会は、モデルコミュニティ地区の指定を受けて県内でも先駆けとなる昭和53年5月に結成されて以来、地域の連帯感の強化、地域文化の継承などを目的に、秋祭りや文化祭、自主講座などを開催し、魅力ある地域づくりの推進に貢献してきました。

今回の備品購入によりコミュニティ活動がさらに活性化されることが期待されます。



地元と共に まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター 鈴木自動車販売株式会社 壬生町安塚1170-6 TEL:(86)0798 FAX:(86)0903	新車・中古車販売 くるま市店 スズキ販売壬生 壬生町安塚793-18 TEL:(86)3188 FAX:(86)3172	オートサービス安塚給油所 スタンドスズキ 壬生町安塚874-3 TEL:(86)0368 FAX:(86)0368	サイクル&モーターショップ 鈴木輪業 壬生町安塚1935 TEL:(86)0012 FAX:(86)0903
--	---	--	---

フリーダイヤル 0120-12-0798

生活に潤いと楽しさを与える 第30回 公民館まつり

ご家族おそろいでお出かけください。

2月17日(土)・18日(日)

<時間> 9:00~16:00 <会場> 城址公園ホール
(中央公民館)

入場
無料

大ホール

■ステージ部門発表会

18(日) 9:00~16:00

いきいき元気体操・太極拳・コーラス・オカリナ・
フラダンス・謡と仕舞・大正琴・民舞・ウクレレ・
健康ダンス・フォークダンス・吹奏楽・クラシック
ギター・コーラスグループ合同合唱



※進行具合によりタイムスケジュールに変更が出る
場合があります。予めご了承ください。

中ホール

■作品展

(実演・体験コーナーもあります)

17(土)・18(日) 9:00~16:00

ちぎり絵・写真・編物・絵画・竹工画・
ステンドグラス・生花・書道・着物リフォーム・
エコクラフト・ビーズアクセサリ・プリザーブド
フラワー・絵手紙・仏像彫刻・サイクリング



中会議室

■お茶席

18(日) 10:00~14:00

お気軽にご利用ください。
1席200円
(茶道教室)



正面玄関

■鉢物・苗販売コーナー

17(土)・18(日) (ガールスカウト)

■うどん・そば販売コーナー

18(日) (青少年クラブ)

■パン販売コーナー

18(日) ※なくなり次第終了



ロビー

■第28回壬生町消費生活展

17(土)・18(日) 9:00~16:00

テーマ

地球環境はあなたとわたしの足元から

○パネル展示

- ・地球温暖化を防ごう
- ・悪徳商法をストップ

実習コーナー

小物づくり

(すてきな箱を作りましょう)
(壬生町消費者友の会)



※販売した益金の一部を社会福祉のため寄付させていただきます。

【主催】壬生町公民館まつり実行委員会

問合せ

城址公園ホール
(壬生中央公民館)
☎82-0108

稲葉地区公民館
☎82-7374

南犬飼地区公民館
☎86-0031

壬生町長・壬生町議会議員選挙 立候補予定者の皆様へ

●立候補予定者説明会

日時…2月23日(金) 14:00～

場所…壬生中央公民館 2階研修室

※出席人数は立候補予定者1名につき、3名以内とさせていただきます。

●立候補届出書等事前審査会

日時…3月16日(金) 9:00～12:00……町長選、町議選(壬生地区)

13:00～16:00……町議選(稲葉・南犬飼地区)

場所…壬生町役場 2階 正庁

●立候補届出受付

日時…3月20日(火) 8:30～17:00

場所…壬生町役場 2階 正庁



問合せ

壬生町選挙管理委員会

☎81-1807

壬生町長・壬生町議会議員選挙における 郵便投票について

壬生町長選挙及び町議会議員選挙は、3月25日(日)に執行予定です。

身体に重度の障がいがあり、下記の①②に該当する方は、ご自宅で郵便等による不在者投票ができます。

①郵便等による不在者投票(自書ができる方)

身体障がい者手帳、または、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、【表1】のいずれかに該当する方が対象となります。

②代理投票による郵便等投票(自書ができない方)

①の要件に該当し、かつ、【表2】のいずれかに該当する方が対象となります。

投票には、町選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書の提示が必要になります。

今回はじめて郵便等投票を希望する場合は、あらかじめ町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をする必要があります。

有効期限が切れている場合も、新たに申請が必要になります。

該当の有無のお問い合わせや、交付手続きなどは、お早めに町選挙管理委員会までお願いいたします。

【表1】身体障がい者手帳の場合

障がいの区分	障がいの程度
両下肢	1級・2級
体幹	
移動機能	
心臓	1級・3級
じん臓	
呼吸器	
ぼうこう又は直腸	
小腸	
免疫又は肝臓	1級・2級・3級

介護保険の被保険者証の場合

要介護状態区分	要介護5

【表2】身体障がい者手帳

障がいの区分	障がいの程度
上肢	1級
視覚	

(注意) 身体障がい者手帳の「身体障がい者等級表による級別」欄ではなく「障がい名」欄で該当の有無を判断します。詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

問合せ

壬生町選挙管理委員会

☎81-1807

確定申告のお知らせ

1. 確定申告は正しくお早めに

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税..... 2月16日(金)~ 3月15日(木)
平成29年分の贈与税の申告と納税..... 2月1日(木)~ 3月15日(木)
平成29年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税..... 4月2日(月)まで
税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日)は相談及び受付は行っていませんが、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。
(注) 還付申告の方は、平成30年2月15日(木)以前でも申告書を提出することができます。



2. 申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付・e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

3. 栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談及び申告書の受付を下記のとおり行います。確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	会場 「栃木商工会議所大ホール」 所在地 栃木市片柳町2丁目1番46号	
開設期間	平成30年2月16日(金) ~ 3月15日(木)	平成30年2月16日(金) ~ 3月12日(月)
受付時間	9:00 ~ 16:00	9:00 ~ 16:00

土・日曜日は開設していません。
開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。
申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。
栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

4. 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成29年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

マイナンバー(12桁)の記載が必要です!

本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です!

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など(身元確認)

控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

5. 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

【公的年金等を受給されている方へ~確定申告不要制度のお知らせ~】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受ける場合には、申告が必要です。また、確定申告不要制度に該当しても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは壬生町税務課町民税係 Tel 0282-81-1817にお問い合わせください。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

6. 復興特別所得税

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

7. 医療費控除に関する明細書の提出が義務化されます。

医療費控除の明細書が変更となり、今までの医療費控除とは別に、セルフメディケーション税制推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)が創設されました。

また、両方の控除の適用は受けられないので、どちらを適用するかは、自身で選択することになります。

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費通知に関する事項が追加されました。(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」に関する事項)。また、医療費控除は領収書の提出が不要になりました。しかし、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」が必要となります。領収書は税務署からの内容の確認が求められる場合がありますので、5年間保存する必要があります。

提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)

平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

【詳しくは所得税、住民税Q&Aをご覧ください。】

【セルフメディケーション税制】

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

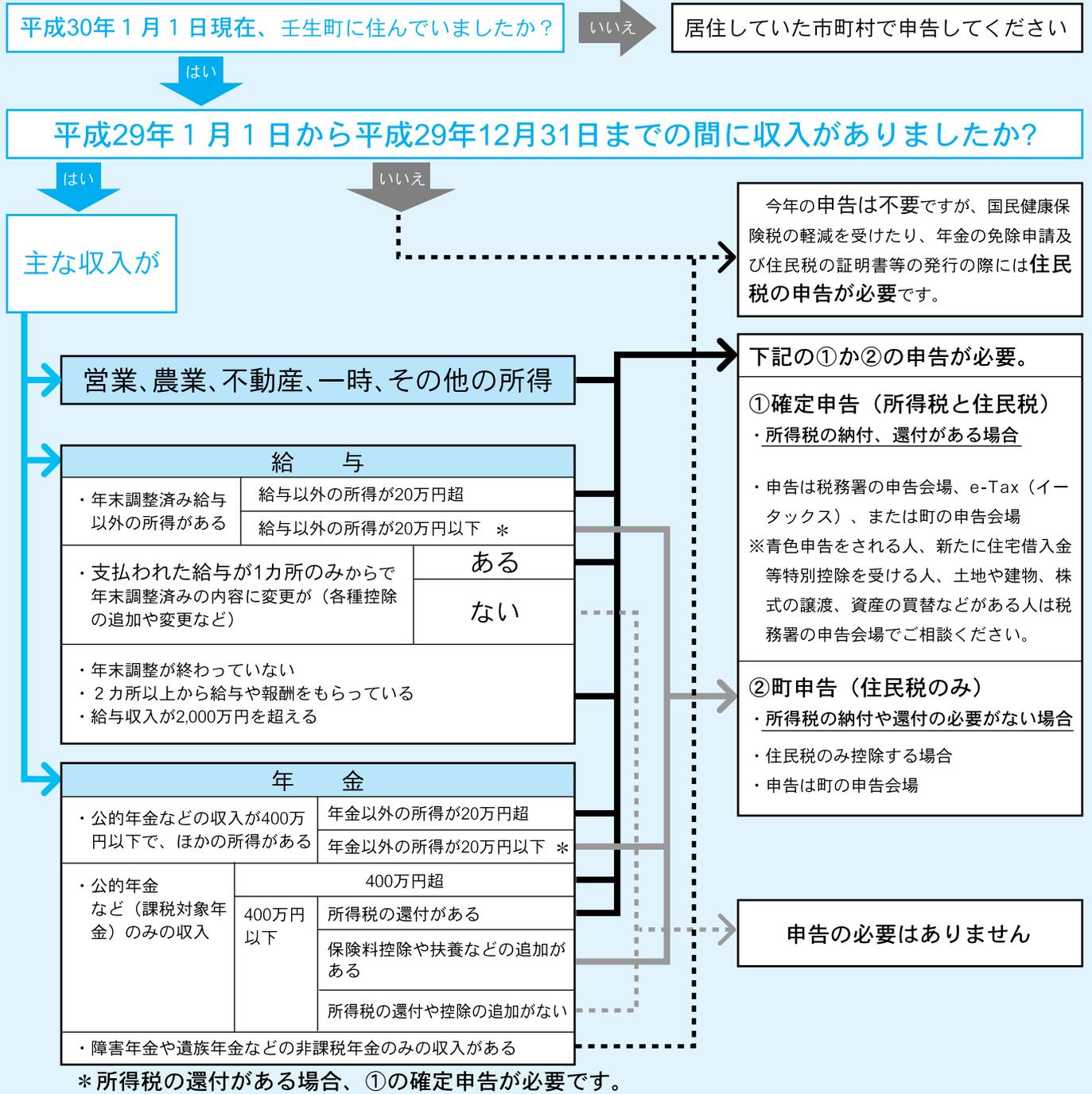
この特例の適用を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」の提出及び適用を受ける年分において、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提出又は提示が必要になります。

特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費をいいます。

一定の取り組みとは、健康の保持増進及び疾病予防の取り組みをいい、特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主検診）、健康診査（人間ドック等で医療保険者が行うもの）、がん検診をいいます。

【詳しくは所得税、住民税Q&Aをご覧ください。】

“私は申告が必要ですか？” 申告確認フローチャート



ご注意ください

- ◆ 収入がなかった場合であっても申告が必要な人が申告を行わないと、国民健康保険税等の軽減措置（減額）を受けることや、年金の免除申請をすることができません。また税の証明などの発行もできませんのでご注意ください。
- ◆ 税務署や町から申告の案内が届かない人でも、申告が必要な場合があります。申告確認フローチャートでご確認ください。
- ◆ 公的年金などの収入が400万円以下の場合、確定申告は原則不要ですが、社会保険料や医療費控除などの申告をすることで、住民税が減額になることがあります。
- ◆ 給与所得者であっても、給与支払者が給与支払報告書を町に提出していなかったり、給与支払者に届け出た本人の個人情報と町の住民登録の情報と相違があった場合には、未申告状態になっている可能性がありますので、ご注意ください。

所得税、住民税



確定申告のための医療費控除について

【医療費控除】

Q 1 いくらぐらい医療費を支払ったら控除になるの？

A 1 本人や生計を一にする家族のために支払った医療費が10万円を超えた場合、対象になります。
 (所得が200万円未満の方なら、所得の5%を超える医療費を控除することができますので、10万円以下でも対象になります。)
【予防接種の費用や重大な疾病が発見されなかった人間ドックなどの健康診断の費用は医療費控除の対象となりません。】
 保険金などで補てんされた金額がある場合は、医療費から差し引いてください。
 医療費控除額の計算式は下記のとおりとなります。

$$\left[\begin{array}{c} \text{支払った医療費} \\ \text{その年の1/1} \sim \text{12/31} \\ \text{の間に支払った分} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{10万円または} \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

例) 支払った医療費50万円、受け取った生命保険20万円、所得200万円以上の場合の計算例
 50万円 - 20万円 - 10万円 = 20万円 (医療費控除額)

Q 2 医療費控除により軽減される税額はいくらぐらいなの？

A 2 医療費控除により軽減される税は、所得税と復興特別所得税と住民税になります。
 所得税については、医療費控除額×税率(5%~45%)、復興特別所得税については、軽減される所得税×2.1%、
 住民税については、医療費控除額×税率(10%)がそれぞれ、軽減されます。
 所得税と復興特別所得税については確定申告後還付されますが、住民税は次年度の住民税を決定する際に医療費控除を含
 めて計算します。所得税の税率は収入や控除の額により異なります。なお源泉徴収された所得税と復興特別所得税以上には
 還付されません。

例) 医療費控除額が20万円、所得税の税率5%の場合の計算例
 所得税：20万円(医療費控除額)×税率5% = 10,000円
 復興特別所得税：10,000円(軽減される所得税)×2.1% = 210円
 住民税：20万円(医療費控除額)×税率10% = 20,000円
 となり、合計30,210円が軽減されます。

Q 3 医療費控除の申告をするときは何が必要なの？

A 3 医療費に関する通知及び医療費の領収書の原本と医療費の明細書が必要になります。
 ※医療費控除以外の必要書類については、後述の「確定申告は期限内に！」の下部に記載のお持ちいただく書類等を参考
 にしてください。
 医療費の明細書は、税務署や役場に備えてあります。また18ページの「平成 年分 医療費の明細書」や適宜の用紙に記
 入いただいても差し支えありません。町公式ウェブサイトからもダウンロードできますので、どうぞご利用ください。また、
 医療費の明細書は前もって記入し持参してください。

医療費の明細書の記入例

① 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
△,△△△ 円	㊦ ×,××× 円	㊦ 〇,〇〇〇 円

※医療費通知(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を見て記入します。
 ※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

② 医療費(上記1以外)の明細

上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 (該当するものをチェックします)	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
壬生春子	壬生町〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	450,000円	250,000円
一郎	壬生町××病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	100,000円	0円
省 略				
2 の 合 計			㊦ 〇,〇〇〇円	㊦ **,***円
医 療 費 の 合 計		A (㊦+㊦) 〇〇,〇〇〇 円	B (㊦+㊦) ×××,××× 円	

※領収書を個人別、病院別に分けて、上記のように計算してください。
 ※保険金等で補てんされた金額例・・・出産育児一時金、高額療養費、損害保険、生命保険などで医療費の補てんを目的とする保険金や給付金など

【セルフメディケーション税制の特例】

Q 4 セルフメディケーション税制の特例は、今までの医療費控除とどこが違うの？

A 4 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、医療費控除の特例の適用を受けることができます。

Q 5 健康の保持増進及び疾病の予防としての一定の取り組みとはどんなこと？

A 5 ①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主検診）、④健康診査（人間ドック等で医療保険者が行うもの）、⑤がん検診などで、この取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。

Q 6 いくらぐらい特定一般用医薬品を購入すると対象になるの？ 特定一般用医薬品とは、どんなもの？

A 6 特定一般用医薬品等の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合、その購入費用（年間10万円を限度）のうち、1万2千円を差し引いた金額が控除できます。

例）特定一般用医薬品を15万円分購入した場合（10万円を限度）

$$10万円 - 1万2千円 = 8万8千円（特例の医療費控除額）$$

※特定一般用医薬品は、医療用医薬品から一般医薬品に移行したばかりで安全性が終わっていない市販薬のこと。第1類医薬品などで、パッケージに「セルフメディケーション税控除対象」と表示がされています。また、薬局などの領収書には、購入薬品名に★印等が表示され、控除の対象であることが記載されています。

Q 7 セルフメディケーション税制の特例の控除を申告するときは何が必要なの？

A 7 適用を受ける年分において、一定の取組を行ったことを明らかにする書類と購入薬局の領収書の原本とセルフメディケーション税制の明細書が必要になります。

セルフメディケーション税制の明細書は、20ページの「平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書」に記入してください。国税庁のホームページからダウンロードできますのでどうぞご利用ください。

一定の取組を行ったことを明らかにする書類の例

- ・ 予防接種の領収書又は予防接種済証
 - ・ 町のがん検診の領収書又は結果通知表
 - ・ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
 - ・ 特定健康診査の領収書又は結果通知表
 - ・ 各種健診（検診）の領収書又は結果通知表
- （結果通知表は健診結果部分を黒塗りしてコピーでも可）

医療費の明細書の記入例

① 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防の取組

(1) 取組内容	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市町村、医療機関名など)	〇〇健康保険組合

* 取組に要した費用は控除対象とはなりません。

* 添付又は提示が必要です。

② 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
〇〇薬局	〇〇胃腸薬、▽▽A錠	2,860円	〇〇〇,〇〇〇 円
ドラッグストア〇〇	××薬品、〇ブロック	13,753円	〇〇〇,〇〇〇 円
省 略			
合 計		A 〇〇,〇〇〇円	B 〇〇〇,〇〇〇 円

※ 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

◎医療費控除等の明細は前もって記入し持参してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。**

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。（「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

上記③と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがあ場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限り。 (添付)
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

▶ 温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

▶ 運動療法実施証明書

○ ストマ用装具の購入費用

▶ ストマ用装具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません

氏名 _____

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>			

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		円	円
合	計	A	B

3 控除額の計算

支払った金額	(合計) 円	A	← (申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項)の医療費控除欄に転記します。)
保険金などで補填される金額		B	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	C	
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	D	← (申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。)

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17の2（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「添付又は提示が必要な書類」をご確認ください。

(2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例	
国 税 薬 局	
虎ノ門店 TEL: 03-*****	
東京都千代田区麹町*****	
■ 領収書 ■	
2017年4月1日(土) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,273
ズックヤク60	¥760
バンドナーブ	¥298
★カクテイ胃腸薬MN	¥881

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥238
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
<input type="checkbox"/> ドラッグストア	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇	13,753	
//	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

添付又は提示が必要な書類

● この「セルフメディケーション税制の明細書」（添付）

● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。）
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表（「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。）
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表（「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。）

※ 取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをした写しで差し支えありません。

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

セルフメディケーション税制に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告は期限内に!

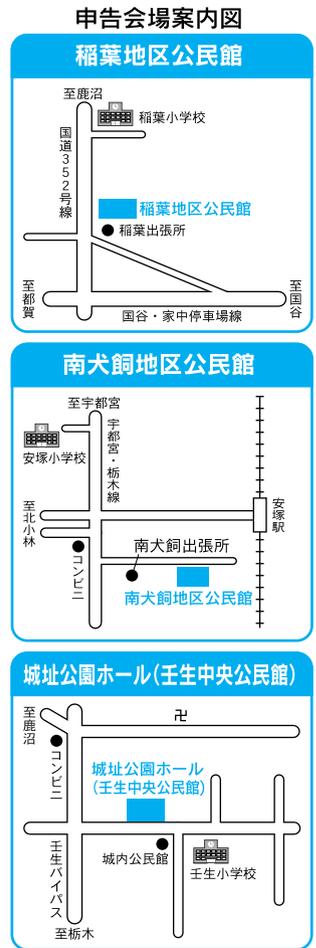


壬生町会場での住民税・所得税及び復興特別所得税の申告は、3月15日(木)までです。
町では、次の表のとおり各会場において申告受付を実施いたします。
例年、申告期間の終了間際になりますと、各会場が大変混雑しますので、なるべく日程表の該当日に申告くださるよう、よろしくお願いたします。なお、ご都合が悪い場合は、該当日以外でも申告をすることができます。(ご連絡の必要はありません)

◆**開場時間** 午前8時20分～ 開場後に番号札を配布いたします。

◆**受付時間** 午前の部 午前9時から11時30分まで / 午後の部 午後1時から4時まで
※午前11時30分から午後1時までは除きます。
※土曜日の受付は2月17日(南犬飼地区公民館)及び3月3日(城址公園ホール)のみ行います。
※日曜日及び月曜日は受付しておりませんのでご注意ください。

壬生町会場			
会場	月 日	曜日	申告割当地区(大字単位)
稲葉地区公民館 (壬生町大字上稲葉932番地)	2月14日	水	羽生田・上稲葉
	2月15日	木	下稲葉・福和田
	2月16日	金	七ツ石 (午前中のみ)
南犬飼地区公民館 (壬生町大字安塚1179番地)	2月17日	土	緑町
	2月18日	日	受付していません
	2月19日	月	受付していません
	2月20日	火	落合・いずみ町・若草町
	2月21日	水	安塚 1～890番地
	2月22日	木	安塚 891～1,200番地
	2月23日	金	安塚 1,201～
	2月24日	土	受付していません
	2月25日	日	受付していません
	2月26日	月	受付していません
	2月27日	火	幸町・至宝・壬生丙
	2月28日	水	国谷・助谷・寿町
	3月1日	木	中泉・上田・北小林
	3月2日	金	あけぼの町・おもちゃのまち (午前中のみ)
	城址公園ホール (壬生中央公民館) (壬生町本丸一丁目8番33号)	3月3日	土
3月4日		日	受付していません
3月5日		月	受付していません
3月6日		火	壬生丁160番地～
3月7日		水	本丸
3月8日		木	表町・元町・大師町
3月9日		金	通町・藤井
3月10日		土	受付していません
3月11日		日	受付していません
3月12日		月	受付していません
3月13日		火	壬生甲・壬生乙
3月14日		水	中央町・駅東町
3月15日		木	町内全地域



★次の方は町会場での申告受付はできませんので、税務署会場において確定申告をすることになります。

また、下記以外でも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

- 個人売買等による譲渡所得(土地・家屋・株式等)がある方
 - 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
 - 青色申告をされている方
- ※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホール(栃木市片柳町2丁目1番46号)になります。
申告期間は平成30年2月16日(金)から3月15日(木)までです。(土・日曜日は除く)

★各出張所におけるの申告書(住民税のみの申告含む)の收受及び受付はしていません。

上記申告会場での提出又は申告をお願いいたします。

★お持ちいただく書類等

- ①印鑑 ②源泉徴収票(コピーではなく必ず原本をお持ちください。)
- ③個人事業主や農業経営者の方はそれぞれの収支内訳書と領収書等
- ④生命保険料や地震保険料等(地震保険料及び旧長期損害保険料)の控除証明書
- ⑤社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料)の領収書・証明書等
- ⑥その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類 ⑦金融機関の預金通帳(申告者ご本人名義のもの)
- ⑧個人番号カード(マイナンバーカード)
- ⑨⑧をお持ちでない方は個人番号通知カードかマイナンバーの記載のある住民票または住民票記載事項証明書に加え、運転免許証や健康保険の被保険者証等などの本人確認書類



問合せ

税務課町民税係 ☎81-1817

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったときやいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するので、安定した年金の給付が生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。



「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

20歳から50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続等の問合せ

- ・ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
- ・栃木年金事務所 国民年金課 ☎22-6074
- ・役場民生部住民課国保年金係 ☎81-1827

老齢年金を受給されている方へ

《年金と所得税の確定申告について》

国民年金及び厚生・共済の『老齢年金』など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の申告対象になります。

老齢年金を受けている方には、1年間（1月～12月）に受け取った年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が翌年1月下旬に送付されますので、確定申告等の際に提出してください。

受け取った『老齢年金』の額が108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方については、原則として所得税が源泉徴収されることになっています。
 （上記の年金額を下回る方は、源泉徴収されません。）
 年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

源泉徴収票は、年金以外に給与等の収入があり、税務署等で確定申告をするときや源泉所得税の還付請求をするときに、申告書に添付する必要があります。

なお、【障害年金】や【遺族年金】は所得税が非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

亡くなられた方の源泉徴収票は、死亡届を提出されたご遺族の方に対し、約2カ月程度で源泉徴収票（準確定申告用）をお送りいたします。

源泉徴収票を紛失した場合は、お近くの年金事務所や相談センターに再交付をお申し出ください。

◎問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
栃木年金事務所お客様相談室 ☎22-4134

国民年金保険料を納付されている方へ

納付した国民年金保険料は確定申告の控除対象になります！

納付した国民年金保険料は所得税（住民税）の申告において、社会保険料の控除対象となります。確定申告（還付申告）をするときには、納付したことを証明する書類の添付が必要になります。

所得税の申告を行う際は、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または「国民年金保険料領収証書」を、忘れずに提出しましょう。

控除対象：平成29年1月1日～12月31日に納付した保険料（過年度分を含む）

10月1日～12月31日の間に納付された国民年金保険料の控除証明書は、2月上旬に送付される予定です。（1月1日～9月30日に納付された国民年金保険料の控除証明書については、11月上旬に送付済みです。）

※控除証明書に関するお問合せは、『控除証明書専用ダイヤル』にお願いいたします。

<専用ダイヤル> 0570 - 003 - 004（ナビダイヤル）
 <IP・PHS電話> 03 - 6630 - 2525
 <受付時間> 月曜日～金曜日 8：30～19：00
 第2土曜日 9：00～17：00

平成30年



農業用免税軽油に係る 申請についてのお知らせ



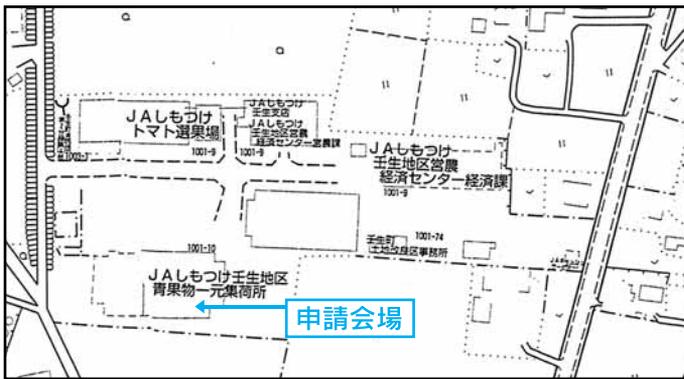
栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター青果物一元集荷所(2階会議室)**で申請を受け付けます。受付日時等は右表のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

1 受付日、受付時間、対象自治会
右表をご覧ください。



2 申請会場
下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター
青果物一元集荷所 2階会議室



3 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑
- (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (4) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (5) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②平成30年の一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在平成30年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。

③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

平成30年
農業用免税軽油申請受付及び免税証交付日程表

地区	受付日	受付時間	自治会	会場
南大飼地区	2月23日 (金)	9:00 ~11:30	北 小 林 上 田	下野農業協同組合(JAしもつけ) 壬生地区営農経済センター 青果物一元集荷所 2階会議室
		13:00~ 15:30	中 泉 助 谷・助 谷 原 安塚一~三・南部・中央 上 長 田 国谷中央・本田・新田 あけほの・落合 若草・虹の杜・国谷南	
稲葉地区	2月26日 (月)	9:00 ~11:30	釜ヶ淵・原坪・鹿島 下 町・上 町	下野農業協同組合(JAしもつけ) 壬生地区営農経済センター 青果物一元集荷所 2階会議室
		13:00~ 15:30	下 馬 木(稲葉) 本 郷・松 原 西 部・北 原・中央 台 宿・下 坪 東 原・鯉 沼 福 和 田	
壬生地区	2月27日 (火)	9:00~ 11:30	下 表 町・中 表 町 下 横 町・今 井 上 表 町・東 下 台 城 東 町・舟 町 柴 町・仲 通 町 上 通 町・駅 東 城 内・城 南	下野農業協同組合(JAしもつけ) 壬生地区営農経済センター 青果物一元集荷所 2階会議室
		13:00~ 15:30	下 馬 木(壬生) 西 高 野・上 新 町 万 町・三 好 町 旭 町・車 塚 星 の 宮・台 坪 上 坪・前 宿 坪 田 向 稻 荷 内・馬 場 原 宿・至 宝 町 北・南 六 美 町 南 部・中央・北部 緑 町・幸 町 おもちやのまち いずみ・ひばりヶ丘 下 台 団 地・県 営 壬 生 住 宅	
受共同 委託	2月8日 (木)	9:00~11:30 および 13:00~16:00	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。

※更新手数料420円がかかる方は、つり銭の無いようご協力をお願いします。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

問合せ

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎23-6882
町農業委員会事務局

☎81-1875 (耕作証明書について)



パブリックコメント 募集のお知らせ



- 募集期間 12月28日(木)~平成30年1月31日(水)
- 意見の提出ができる方

町内に住所を有する方、町内に通勤または通学する方、町内に事務所または事業所を有する方、町税の納税義務者その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害を有する方

(注意事項)

- ・町公式ウェブサイトを除き、閲覧は、土・日・祝

日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く平日の午前8時30分~午後5時15分となります。

- ・意見の提出について電話による受付はいたしませんのでご了承ください。
- ・ご意見をいただいた方の氏名等の公表及びご意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・ご意見の内容が類似する場合は、取りまとめて公表する場合があります。

第2期壬生町食育推進計画(案)についてご意見をお聞かせください

○目的 生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を総合的、計画的に推進することを目的として、食育基本法第18条第1項に基づき「第2期壬生町食育推進計画」を策定するにあたり、広く町民の皆様からご意見を募集し、計画に反映させるものです。

○計画素案の閲覧方法(以下の場所でご覧いただけます)

農政課農業振興係 稲葉出張所 南犬飼出張所 町公式ウェブサイト(<http://www.town.mibu.tochigi.jp>)

○意見の提出方法 パブリック・コメント記入用紙(町公式ウェブサイト及び前記施設に設置)により、

次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、宛先は「壬生町経済部農政課」宛でお願いいたします。

郵送(〒321 0292壬生町通町12 22)または持参(土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く平日の午前8時30分~午後5時15分)

FAX(82)1107

電子メール nousei@town.mibu.tochigi.jp

○意見の取り扱い 提出されましたご意見の概要と、検討結果につきましては、広報みぶ及び町公式ウェブサイトに公開します。併せて農政課農業振興係で閲覧することができます。

問合せ 農政課農業振興係 ☎(81)1839

壬生町地域防災計画に対してご意見をお聞かせください

○目的 平成27年9月の関東東北豪雨等の災害を受け、町の災害対策に関する総合的計画である「壬生町地域防災計画」を今年度中に見直す予定であります。つきましては、計画につきまして住民の皆様からのご意見を募集いたします。また、お寄せいただいたご意見を参考に、見直しの手続きを進めるとともに、ご意見に対する町の考え方を整理し、後日、公表いたします。

○計画素案の閲覧方法(以下の場所でご覧いただけます)

総務課消防防災係 稲葉出張所 南犬飼出張所 町公式ウェブサイト(<http://www.town.mibu.tochigi.jp>)

○意見の提出方法 パブリック・コメント記入用紙

(町公式ウェブサイト及び前記施設に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、宛先は「壬生町総務部総務課」宛でお願いいたします。

郵送(〒321 0292壬生町通町12 22)または持参(土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く平日の午前8時30分~午後5時15分)

FAX(82)8262

電子メール soumu@town.mibu.tochigi.jp

○意見の取り扱い 提出されましたご意見の概要と、検討結果につきましては、広報みぶ及び町公式ウェブサイトに公開いたします。併せて総務課消防防災係で閲覧することができます。

問合せ 総務課消防防災係 ☎(81)1808

催し・相談

人権相談・行政相談

毎月第3木曜日開催定期相談

「人権相談」

家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題がございましたらお気軽にご相談ください。
相談員は人権擁護委員です。

「行政相談」

医療保険、年金、道路など、行政についての苦情、要望等がございましたら、お気軽に定期相談をご利用ください。
相談は定期的に開設しているほか、自宅でも随時受付しております。本町の行政相談員は次の方々です。

- 相田喜久夫氏 ☎(82) 0603
- 糸川 元一氏 ☎(86) 3869
- 定期相談日
1月18日(木) 保健福祉センタ
1午後1時30分～4時
2月15日(木) 稲葉地区公民館
午後1時30分～4時
3月15日(木) 南犬飼地区公民館
午後1時30分～4時

予約なしでも相談可能です

が、お待たせしないために事前予約をお勧めいたします。
(相談無料・秘密厳守)

◎問合せ

人権相談：生活環境課くらし安心係 ☎(81) 1826

行政相談：総合政策課情報広報係 ☎(81) 1814

また、宇都宮地方方法務局栃木支局において、毎週水・木曜日(祝休日を除く)午前9時30分～午後3時30分、人権擁護委員による常設相談が開設されています。
☎0570(003) 110

人権擁護委員による人権相談所を開設

人権擁護委員による「人権相談所」を下記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。相談内容は秘密が守られ、相談料は無料です。また、相談には法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が応じます。

【人権相談所】

- 日時 2月5日(月)午前9時30分～正午
- 会場 壬生町役場ひばり館A会議室
- ◎問合せ 生活環境課くらし安心係 ☎(81) 1826

家族介護教室のお知らせ
在宅高齢者家族介護教室を開催します

日時	場所	テーマ
1月19日(金) 午前10時00分～正午	グループホーム元気内、「地域交流室」 (壬生甲2224-1)	笑いヨガ ～みんなで笑って元気になろう～ 講師 蔵のまち笑いヨガ代表 笑いヨガティーチャー たかいわ 初枝氏

◎対象者 壬生町に在住又は壬生町内の事業所に勤務して、高齢者を介護している家族の方や興味関心のある方。
◎定員 25名程度

- ◎参加費 無料
- 申込期限 1月15日(月)
- ◎申込・問合せ 壬生南地区地域包括支援センター ☎(82) 2119
- 健康福祉課高齢福祉係 ☎(81) 1830

壬生町立図書館「読み聞かせボランティア交流会」のお知らせ

「平成29年度 活動報告会」
○日時 2月22日(木)午前10時～正午

○場所 図書館2階会議室
○内容 1年間の活動内容について報告し、今後の活動を話し合います。

○参加費 無料
○参加対象 壬生町内で読み聞かせ・語り聞かせのボランティア活動をしている方、図書館ボランティアを希望する方、どんな活動をしているか興味のある方もどうぞ！

○申込不要 (直接、図書館までご来館ください)
◎問合せ 読み聞かせボランティア「アライグマの会」代表 神山博子 ☎090(9390)6310

第33回壬生町バスケットボール大会参加チーム募集

- 主催 壬生町体育協会バスケットボール部
- 日時 2月11日(日)・18日(日) 試合開始午前9時※1・2試合目のチームは8時30分集合

◎会場

2月11日 壬生中学校体育館
2月18日 南犬飼中学校新体育館

○種目 男子の部・女子の部・男子シニアの部(40歳以上・18日のみ)

○参加資格
・ユニフォームのあるチームで、高校生以上の方
・審判及びオフィシャルができること

○参加費 1チーム3,000円
○申込方法 参加申込書に参加料を添え、スポーツ振興課(総合運動場体育館内)までお申込みください。(申込受付時間午前8時30分～午後5時15分)

※申込書は、スポーツ振興課で配布するほか、町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

- 申込期間 1月12日(金)～1月31日(水) (期限厳守)
- 注意事項 2月4日(日)午前10時から、総合運動場管理棟2階会議室で代表者会議・抽選会を行いますので、必ず出席してください。
- ◎問合せ スポーツ振興課 ☎(82) 2345

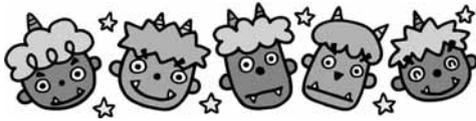
児童館からのお知らせ

マミータイム『アイスマグネット』



- 日時 1月19日(金) 午前10時～正午
- 対象 未就園児親子
- 申込 不要・時間内自由参加

『節分会』参加者募集



- 日時 1月27日(土)
受付 午前9時30分～9時50分
節分会 午前10時～11時30分
- 対象 1歳児～小学生 100名
- 参加費 100円
- 持ち物 上室内履き・手提げバッグ(お宝を入れる袋)・ハンカチ
- 申込 1月5日(金)～24日(水)まで
参加費を添えて児童館までご来館ください。



◎問合せ 壬生町児童館 ☎(82)7388

町民活動支援センター(みぶりん)講座参加者募集

- 和紙を使った「コマ」作り体験
色鮮やかな和紙を貼った「飾りコマ」を作ってみましょう。
- 日時 2月3日(土)午後1時30分～3時30分
- 場所 保健福祉センター2階ポランティア室
- 参加費 材料代として500円(当日徴収)
- 講師 きりちゃん工房 桐林様

■初めての方のホウキ作り体験

- ほうき草(ほうきもちろし)を使ったホウキ作り体験
- 日時 2月4日(日)と2月18日(日)午前10時～正午
- 場所 保健福祉センター1階生きがい作業室
- 参加費 2回分の材料代として1,000円(当日徴収)
- 講師 みぶの箒工房 田中様
- 申込期限 両講座とも1月25日(木)まで
- ◎申込・問合せ 町民活動支

平成29年度「とちぎの企業！魅力体験バスツアー」を開催します

栃木県では、県内企業に就職を希望している学生(大学・短大・高専・専修学校等)及び学校卒業後3年以内の未就職卒業者を対象に「とちぎの企業！魅力体験バスツアー」を開催します。参加を希望する方は、ホームページ(<http://www.pref.tochigi.jp>)

援センターみぶりん ☎(21)8731

「とちぎ就職支援合同面接会」を開催します

栃木県、栃木労働局及び宇都宮市では、栃木県内で就職を希望している方を対象に「とちぎ就職支援合同面接会」を開催します。参加を希望する方は、予約の必要はありませんので、履歴書を複数持参の上、当日直接会場にお越しください。また、事前にハローワークでの就職登録を

- ip/106/kouhou/29busutour1.html)から参加申込書を印刷し、必要事項をご記入の上、労働政策課宛てFAX(028-623-3225)または郵送(〒320-8501宇都宮市埴田1-1-20)でお申込みください。
- 日程・場所
【第3回】2月15日(木)
・日冷工業株式会社(冷凍サイクル応用冷熱製品の配管・設計・製造)
・株式会社深井製作所(自動車部品製造業)
- 参加費 無料(集合・解散場所までの往復交通費及び昼食代は自己負担です)。
- ◎問合せ 栃木県産業労働観光部労働政策課雇用対策担当 ☎028(623)3224

「大学生等の保護者のための就職ガイダンス」を開催します

栃木県では、大学生等(大学・短大・専門学校等)の保護者で県内在住の方を対象に「大学生等の保護者のための就職ガイダンス」を開催します。参加を希望する方は、電話・FAX・メールにて参加予約を受付けますので、労働

- お願ひします。なお、参加企業は、決定し次第ホームページでお知らせします。ホームページ(<http://www.tochigi-work2.net/>)
- 日時 2月1日(木)・2日(金)午後1時30分～4時
- 場所 栃木県庁東館4階講堂(宇都宮市埴田1-1-20)
- 参加企業 1日あたり25社計50社(予定)
- 対象者 栃木県内で就職を希望される方
・2月1日(木) 平成30年3月大学・短大・高専・専修学校等卒業予定者及び卒業後3年以内の未就職者
・2月2日(金) 一般求職者
- ◎問合せ 栃木県産業労働観光部労働政策課雇用対策担当 ☎028(623)3224

政策課までお申込み下さい。
※お申込みは1月10日からとなりません。

○日時 2月23日(金)
・午後1時30分～3時 全体会

・午後3時～4時 個別相談会(希望者のみ)

○場所 栃木県庁東館4階講堂

◎問合せ 栃木県労働政策課
雇用対策担当 ☎028(623)3224

五士会無料相談会開催のお知らせ

弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士の業務に関する面談による無料相談会を開催します。地域の困りごとについて法律専門職が相談をお受けいたします。

○日時 2月4日(日)午前10時～正午、午後1時～3時(予約不要)

○場所 栃木弁護士会

〒320-0845 宇都宮市明保野町1-6

○内容 法律問題、不動産鑑定評価、会計、登記、登記等に関する各種相談

◎問合せ 栃木県弁護士会

☎028(689)9000

水族館バックヤードツアー

○期日 3月3日(土)～3月4日(日)(1泊2日)

○内容

■全体活動

・アクアワールド大洗水族館バックヤードツアー

・水族館自由見学

・講話「海の生きものについて」及び移動水族館と創作活動

■選択活動

・忍者修行遊び

・塩づくり&つぼ焼きも

・サンドブラストグラスづくり

・貝の表札づくり

○募集人員 栃木県に在住の方 約150名

○申込み方法 はがき・ファックス・電話・メールで施設へ申し込む。

○締切 1月29日(月)

○その他 定員を超える場合は抽選を行って参加者を決定する。

◎申込・問合せ とちぎ海浜自然の家 〒311-1412

2 茨城県鉾田市玉田336-12

☎0291(37)4004

FAX0291(37)4008

メール

kahin—info@rnf.or.jp (申込み専用) (指導課 担当 大平・小菅)

税理士会が行う還付申告無料税務相談

○日時 2月7日(水)

○場所 税理士会栃木支部各会員事務所

○対象 所得金額300万円以下の給与所得者及び年金受給者で、少額の還付申告相談(内容により有料になる可能性や混雑のことを考え、事前に予約をお願いします。)

◎問合せ 税理士会栃木支部 ☎(24)4861

募集

『しなのめ花まつりステーション』出演団体募集中

平成30年3月31日(土)から4月8日(日)まで『しなのめ花まつり』が開催されます。開催期間中、多くの方が訪れるしなのめ花まつりのステージに出演しませんか? 「日頃の練習の成果を発表したい」「自分たちのグループ活動を知ってもらいたい」など発表の場を求めている団体やグループを募集しています。よさこいやフラダンス・日舞などの踊り、合唱、吹奏楽やバンド演奏等皆様の発表をお待ちしております。なお、イベントスケジュール等の都合により、ご希望の出演日・出演時間に添えない場合やお断りさせていただく場合もございませぬので、ご了承ください。

○出演日 3月31日(土)～4月8日(日)のうち1回

○出演時間 50分以内(準備・後片付けを含めて)

※平日(4月2日～6日)の出演時間は、1日または半日単位でも可能な場合がありますので、ご相談ください。

○募集締切 1月26日(金)午後5時まで

○申込方法 左記までお申込みください。

◎申込・問合せ 壬生町観光協会(町商工観光課内) ☎(81)1844

FAX(82)1107

※楽器等ステージ発表に必要なものはご自身で用意いただきます。

keizai@town.mibu.tochigi.jp

※楽器等ステージ発表に必要なものはご自身で用意いただきます。

☎(81) 1850

平成30年度壬生町立学校臨時職員(学校教育支援員等)募集

- 職種 学力向上支援員及びフルタイムティーチャー
- 募集人員 若干名
- 応募資格 次の各号にすべて該当する方
 - (1)教育職員免許法に規定する小学校教諭又は中学校教諭(国語・社会・数学・理科・英語・保健体育・技術家庭・音楽・美術)の普通免許状を取得した方、又は平成30年3月31日までに取得見込みの確実な方
 - (2)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない方
 - (3)普通自動車運転免許を有する方
- 任用期間 平成30年4月1日から9月30日(更新有)
- 勤務内容
 - ・学力向上支援員 T・T支援、または知的・情緒障がい学級の児童生徒の学習支援や生活支援。
 - ・フルタイムティーチャー 複式学級の基礎学力向上支援。学年担任として正規の教員とほぼ同様の勤務態勢。(小学

校教員免許取得者)

- 賃金
 - ・学力向上支援員 時給1,210円
 - ・フルタイムティーチャー(小学校複式学級対応) 時給1,240円
- 勤務日 学校授業日(フルタイムティーチャーは、夏休みも通常勤務)
- 勤務時間 実働7時間45分
- 手当等 通勤手当支給(支給対象通勤距離該当者)、社会保険加入
- 有給休暇等 有給休暇5日、夏季休暇3日
- 提出書類
 - ・申込書(教育委員会事務局で配布及び町公式ウェブサイトから印刷できます)
 - ・市販の履歴書(写真添付)
 - ・教員免許状の写し
 - ・運転免許証の写し
- 受付期間 1月24日(水)まで(午前8時30分～午後5時15分 土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)
- 試験日 2月2日(金)
- 試験会場 壬生町役場 びばり館C会議室
- 試験内容 作文及び面接試験
- 結果通知 試験後10日以内

に本人宛に通知します
 ◎応募・問合せ 〒3211-0292 壬生町通町12番22号 壬生町教育委員会事務局 学校教育課 (壬生町役場内) ☎(81) 1870

壬生町立学校臨時職員(栄養士)募集

- 勤務先及び募集人数 壬生町立小学校 1名
- 応募資格
 - ・栄養士免許を有する方
 - ・普通自動車運転免許を有する方
- 任用期間 平成30年3月23日まで(4月以降更新制度有)
- 職務内容 学校給食の献立作成、食材発注、栄養指導等
- 賃金等 時給1,000円
- 通勤手当支給(支給対象通勤距離該当者)、社会保険加入
- 勤務日・勤務時間 月曜日～金曜日(学校授業日) 夏休業及び冬期休業中は変動あり(実働7時間45分)
- 有給休暇等 有り(任用期間により変動)
- 受付期間 随時(土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)
- 試験日・試験会場 応募受付後、改めて通知いたします。

◎試験内容 面接試験
 ○提出書類

- ・申込書(教育委員会事務局で配付及び町公式ウェブサイトから印刷できます)
- ・市販の履歴書(写真貼付)
- ・運転免許証の写し
- ・栄養士免許の写し

 ◎応募・問合せ 〒3211-0292 壬生町通町12番22号 壬生町教育委員会事務局 学校教育課 (壬生町役場内) ☎(81) 1870

平成30年度壬生町奨学生募集

- 町では、経済的に困窮している世帯で高等学校に進学を予定している方に奨学金を給付いたします。
- 対象
 - ・平成29年度壬生町立中学校の卒業生で高等学校に進学を予定している者
 - ・学習への取組及び行動状況共に良好な者
 - ・経済的な理由により修学困難な者と選考委員会が認める場合
 - 給付年額 県立高校 50,000円 私立高校 100,000円
 - 応募期間 1月15日(月)～2月28日(水)

◎願書配布先及び応募方法
 町内中学校にある奨学資金支給申請書等に必要事項を明記し、中学校に提出してください。
 ◎問合せ 学校教育課 ☎(81) 1870

町営住宅入居者募集

住宅	棟	階数	家賃(円)	間取り	備考
下台団地(壬生町駅東町4-24)	2号棟	2階	15,800~23,500円	3K (54.9mi)	駐車場は1世帯に1台です。浴槽・風呂給湯器・風呂釜はありません。 家賃はあくまで予定外もこの結果になります。家賃のほか共益費がかかります。
	3号棟	2階	15,600~23,300円	3K (54.9mi)	

◎家賃の金額は、最新の所得によって決まります。
 ◎入居の際には、家賃2ヶ月分の保証金と連帯保証人が必要となります。連帯保証人は壬生町に居住している方また

は県内に居住している親族の方で1名です。

○申込方法 1月9日以降に建設課住宅係で入居申込書を配布します(土日を除く)。入居を希望される方は、入居申込書に必要書類を添えて左記の受付期間中に建設課住宅係まで提出してください。

○受付期間 1月9日(火)～19日(金)午前8時30分～午後5時(土日祝を除く)

申込者多数の場合は抽選になります。抽選会は1月23日(火)午前10時から予定しております。

○入居資格など詳しい内容については配布する入居申込案内をご覧ください。

○入居日は2月5日以降になります(事務手続きの都合により前後する可能性があります)。

◎問合せ 建設課住宅係
☎(81)1849

北っ子児童クラブ支援員募集

○募集人員 若干名
○勤務時間

平日 午後2時30分～6時
※シフト制。学校行事等による変更あり

○勤務場所
北っ子児童クラブ

壬生町大字北小林190番地(壬生北小学校内)

○賃金内容 時給800円(交通費、雇用保険なし)

○条件・資格 不問(大学、短大生可)

保育園・幼稚園・学校等の勤務経験や教員免許のある方歓迎

○応募方法 電話連絡の上、履歴書(写真添付)を児童クラブへ提出

※履歴書は返却いたしません

○受付時間 平日 午後2時30分～6時

○選考方法 面接(面接予定日は後日連絡)

◎問合せ・応募
北っ子児童クラブ

☎(86)0266
壬生町大字北小林190番地(壬生北小学校内)

**壬生町社会福祉協議会では
保育士・指導員(臨時職員)を募集します。**

○職種、採用予定人員等

・保育士 若干名 勤務地・業務内容は、当法人が壬生町からの指定管理者になっていることも発達支援センターでの児童療育を行います。

・指導員 若干名 勤務地・業務内容は、当法人が壬生町

からの指定管理者になっている障害者就労支援施設むつみの森で、利用者の支援及び作業指導を行います。資格は特に必要ありません。もしくは、

子ども発達支援センターでの児童療育及びそれに伴う事務を行います。資格は特に必要ありません。

壬生町子ども発達支援センタードリームキッズ 壬生町大字壬生丁232-3 ☎(81)0235

壬生町就労支援施設むつみの森 壬生町大字壬生丁232-3 ☎(82)6174

○労働条件

■勤務 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

■賃金
・保育士 時給1,070円(勤務年数により昇給あり)

・指導員 時給890円(勤務年数により昇給あり)

■雇用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

雇用期間更新可能性あり、各種社会保険加入、通勤手当あり

○応募等 履歴書を郵送もしくは持参してください。応募期間は、1月10日(水)～1月29日(月)。書類選考の上、合格者のみ面接を行います。採

用者のみ健康診断書の提出をお願いいたします。

○試験
■試験日時 2月7日(水)午前9時から

■試験会場 壬生町保健福祉センター

■試験内容 面接

○採用日 平成30年4月1日 但し、相談により採用日の変更は可能とします。

◎申込・問合せ 社会福祉法人 壬生町社会福祉協議会

〒321-0214 壬生町大字壬生甲3843-1 保健福祉センター内
☎(82)7899

**「平成29年台風第21号災害
義援金」の受付期間延長に
ついて**

日本赤十字社では、以下のとおり義援金の受付期間を延長することになりましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

○義援金名称

「平成29年台風第21号災害義援金」

○受付期間 1月31日(水)まで

○銀行振込による受付

■足利銀行・栃木銀行
①金融機関と口座番号(以下

の金融機関で振込手数料無料の専用「振込依頼書」をご利用ください)

・足利銀行 県庁内支店(普)17559

・栃木銀行 本店(普)1403453

②口座名義(いずれの金融機関も共通)

「日本赤十字社栃木県支部」

③振込依頼書に義援金名称を必ず記入してください。

■ゆうちょ銀行
①口座番号
00140-3-603645

②加入者名
「日赤平成29年台風21号災害義援金」

○受付窓口
町社会福祉協議会

(保健福祉センター内)

◎問合せ
日本赤十字社壬生町分区分(町保健福祉センター内)
☎(82)7899



国民健康保険税・介護保険

料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書等について

確定申告をされる場合、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書は、社会保険料控除の控除額を確認するための大切な資料となりますので、紛失しないようにしてください。

口座振替で納付されている方は、1月中旬に控除の証明となる口座振替済通知書を送付する予定です。

領収書等を紛失された場合は、納付額確認書を発行いたしますので、運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、税務課収税係までお越しください。

また、年金から国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を天引きされている方については、日本年金機構より送付される年金の源泉徴収票の社会保険料の欄に納付額が記載されています。源泉徴収票は、確定申告等で必要となりますので紛失しないようにしてください。

◎問合せ 税務課収税係
☎(81)1816

予防接種はお済みですか？

■高齢者インフルエンザ

◎対象者 町内に住民票を有する方で

- ・満65歳以上の方
- ・満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方で身体障害者手帳1級を保持する方

◎実施期間 2月28日まで

◎実施場所 県内の委託医療機関

※直接医療機関へ予約してお受け下さい。接種当日は必ず健康保険証をご持参ください。

※施設入所者等で、医療機関での接種が困難な方は下記にお問い合わせください。

◎費用 自己負担額1,200円(期間内1回のみ助成)

※生活保護受給世帯の方は費用を助成します。接種前に必ず健康福祉課健康増進係に申請してください。

◎その他 対象者に対しての個別通知はありません。

■高齢者肺炎球菌

◎対象者 町内に住民票を有する方で、平成29年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方(5

歳刻みでの対象となります)

◎実施場所 県内委託医療機関

※直接医療機関へ予約してお受けください。

◎費用 自己負担額2,700円(対象者に対して個別通知しています)

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

平成30年度の健診のお申込みについて

2月1日に発行される広報みぶ2月号と一緒に、来年度の健診のご案内冊子を配布予定です。冊子に申し込み期限や方法、内容などを詳しく記載致しますのでご確認ください。

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

平成29年度 第6回介護者サロンの開催について

家族を介護する方が、悩みや不安を安心して話をしたり、情報交換をする場として、介護者サロンを開催しております。介護者の方同士で自分の体験について話し合い、励ましあい、親睦を深めることで、より良い介護をめざしていきませんか？

《活動内容》

介護者サロンでは参加者の話を聞いたり、自分の体験を話したりしています。(自分から話をするのが苦手な方も、話を聞く、情報をもらうことを目的に参加できます。)

また、壬生町職員、地域包括支援センター職員も出席しておりますので、介護サービスについての悩みなどがございましたらお話ください。

※介護者サロンで話された内容を他に話すことはありません。

◎日時 2月9日(金)午前10時~11時45分

◎場所 壬生町保健福祉センター

※参加を希望される方は、1月30日(火)までに左記のいずれかにお申込みください。

◎申込 健康福祉課介護保険係

☎(81)1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

壬生町社会福祉協議会 ☎(82)7899

オレンジカフェ「福来(ふっく)」の開催について

認知症の方やその家族、地

域住民の方々、専門職等の誰もが参加できる集いの場です。どなたでもお気軽にお越しください。お茶やコーヒーを飲みながら、ほっとひと息しませんか。

◎開催日 1月23日(火)午前10時~正午

◎参加費 100円

◎場所 しもつけ荘内 地域交流サロン

◎問合せ 健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

オレンジカフェ「なごみ」の開催について

認知症の方やその家族、地域のみなさんが楽しめる場所です。お茶を飲みながら、なごみましょう。

◎開催日 1月26日(金)午前10時~正午

◎参加費 100円

◎場所 グループホーム「元気」内 地域交流サロン

◎問合せ 健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

ター ☎(82) 2119
壬生北地区地域包括支援セン
ター ☎(86) 3579

傾聴ボランティアグループ 「きかせて」が贈るサロン 『くらっせ』の開催について

傾聴ボランティアグループ
「きかせて」のメンバーが参
加していただいた方のお話し
相手をいたします。どなたで
も参加できます。和やかな雰
囲気の中で、お茶やコーヒー
を飲みながら楽しいひと時を
過ごしませんか？

○開催日 1月9日(火)午前
10時～11時30分

○参加費 無料

○場所 壬生町保健福祉セン
ター

○問合せ 壬生町傾聴ボラン
ティアグループ「きかせて」
☎(82) 3902 佐藤方

壬生町社会福祉協議会
☎(82) 7899

ふれんどカフェの開催に ついて

介護施設グループホームふ
れんど重葎では、地域住民の方々
や誰もが参加できる集いの場
を開催しています。どなたで
もお気軽に越しください。

○開催日 1月21日(日)午前
10時～11時

○参加費 無料

○場所 ふれんど東雲

○問合せ ふれんど東雲
☎(25) 7055

シルバー人材センター新規会 員の入会説明会開催について

壬生町シルバー人材センタ
ーでは、新規会員の説明会を
開催いたします。関心をお持ち
の方は、説明会にぜひお越
しください。

○入会資格

・壬生町にお住まいの、原則
60歳以上の方

・健康で、働く意欲と能力の
ある方(特別な資格などは必
要ありません)

・シルバー事業の趣旨を理解
し、賛同する方

○日時 2月1日(木)
午後1時30分～

○場所 壬生町シルバーワー
クプラザ 研修室(大字壬生
甲3844-2)

○説明会内容 入会資格説明・
シルバー事業の趣旨説明、入
会申込書の記入方法・質疑(約
1時間程度)

○問合せ (公社)壬生町シル
バー人材センター ☎(82) 46
82 FAX(82) 4687

犬の飼い主の皆さんへ

○犬を家族に迎えたら、まず
町に登録をしましょう。

新たに犬を飼う場合(購入、
贈与等)、飼い主は犬を飼い
始めてから30日以内に町に登
録をしなければなりません。
(ただし、出生の場合は90日
を経過した日から30日以内。)

(狂犬病予防法第4条) 登録
された犬には鑑札が交付され
ます。鑑札は愛犬の住民票で
す。もし、愛犬が住所移転や
死亡した場合は必ずご連絡を
お願いします。

○狂犬病予防注射を受けさせ
ましょう。
狂犬病の予防注射は、日本
国内で犬を飼育する場合、年
1回必ず受けさせなければな
りません。(狂犬病予防法第
5条) 狂犬病はとも恐ろし
い病気です。狂犬病は、犬に
限らずヒトも含め、全てのほ
乳類に感染する可能性があります。
また、狂犬病は発症す
ると致死率はほぼ100%。
つまり、発症してしまつては、
現代の医学では助けることが
できません。近年、日本での
発症例は報告されていません
が、世界的には、毎年、狂犬
病により数万人が亡くなつて

いるといわれています。ほ乳
類の密輸等によつて狂犬病が
いつ日本に入つてくるか分か
りません。狂犬病の予防注射
は、愛犬を守るだけでなく、
人を守るためのものなのです。
○犬はつないで飼いましょう
(栃木県条例)

犬は多くの場合、飼い主に
は従順です。しかし、全ての
人に従順というわけではあり
ません。放し飼いやきちんと
つないでいなかったがために、
飼い犬がほかの人や犬を傷つ
けた場合、飼い主がその責任
をとり、損害賠償をしなくて
はなりません。飼い犬はつな
ぐか、清潔なおりに入れて飼
いましょう。

○犬のふんは持ち帰りましよ
う。(壬生町条例)
自分の敷地や家の前に犬の
ふんが落ちていたら不快に思
いませんか？また、子どもた
ちが遊ぶ公園で犬がふんをし
て、誰もそれを片付けなかつ
たらどう思いますか？犬のふ
んの持ち帰りは、飼い主が守
るべき最低限のルール・マナ
ーです。ふんは必ず持ち帰り、
適正に処分しましょう。

○犬の尿も適切に処理しまし
よう。(壬生町条例)
他人の家の軒先や電柱な

どは、臭いが残つて迷惑にな
ります。散歩の前には必ず犬
の排泄を済ませましょう。尿
をしてしまった場合は、水で
流したり、させる場所を考え
て散歩させましょう。

※愛犬は家族の一員です。社
会のルールを守つて大切に飼
育しましょう。

○犬の登録や狂犬病予防注射
についての届出、お問い合わせ
せは……:
生活環境課環境保全係
☎(81) 1834

○動物に関するご相談は……:
栃木県動物愛護指導センタ
ー ☎028(684) 5458

野外焼却(野焼き)はやめ ましょう

家庭から出るごみや事業所
から出るごみは、その種類に
かわらず、野外での焼却は
禁止されています。

ごみを燃やすとダイオキシ
ンなどの有害物質が発生し、
大気汚染の一因となります。
また、異臭や煙でご近所に迷
惑をかけることとなりますし、
火災の原因となることも少な
くありません。特に、冬季は
空気が乾燥して火災が起こり
やすく、延焼しやすい時期で
す。

ごみを処分する場合は、一

般家庭については、決められた日の朝にごみステーションへ出してください。また、事業所については、許可業者に処理を委託してください。

どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事や、農業を営むうえでやむを得ない軽微な焼却(※)などを除き、野外焼却は認められていませんので、絶対に行わないでください。

※農業用塩化ビニール・ポリエチレン類の焼却は認められていません。

◎問合せ 生活環境課環境係 全係 ☎(81)1834

あき地の管理を徹底しましょう

管理されていないあき地では、雑草が繁茂し、病害虫の発生源となるばかりか、ごみの不法投棄をされることも多くなります。また、冬季は夏から秋にかけて繁茂した雑草が枯れ、火災の原因となりがねません。

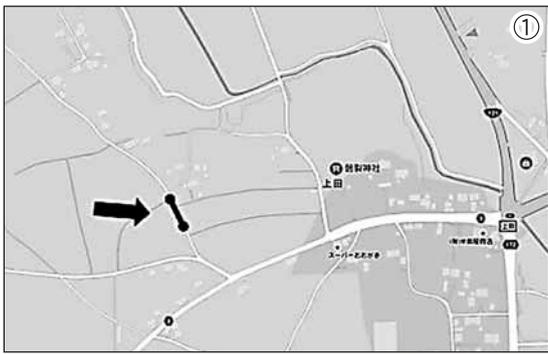
町内のあき地は「壬生町あき地の環境保全に関する条例」において、適正に管理することが義務づけられています。あき地は所有者もしくは管理者の責任で管理の徹底をお願いします。

道路工事のお知らせ

道路工事を左記のとおり行います。工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

- ◎工事名
 - ①道路改良工事 二級町道68号
 - ②橋梁改築工事 2149-1号橋
 - ③舗装修繕工事 町道2-250号線外
- 工事箇所
 - ①上田地内
 - ②安塚地内
 - ③幸町二丁目地内

◎問合せ 生活環境課環境係 全係 ☎(81)1834

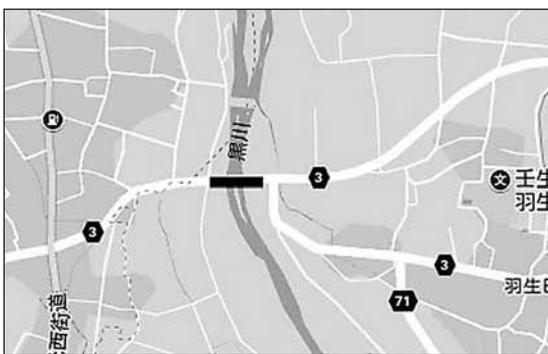
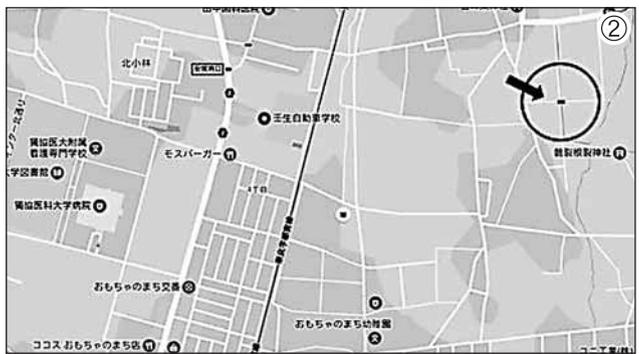


水道工事にご協力ください

水道工事を、左記の箇所で行います。工事期間中は、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

- ◎工事名
 - ①水道管橋梁添架工事
 - ②老朽管更新工事
- 工事箇所
 - ①大字羽生田地内
 - ②幸町二丁目地内
 - ③幸町三丁目地内

◎問合せ 建設課土木係 ☎(81)1851



◎工事期間

- ①3月中旬まで
- ②2月下旬まで
- ③3月中旬まで

 ◎問合せ 水道課工務係 ☎(82)2260





下水道管渠の清掃に「協力ください」

下水道汚水管の維持管理の一環として、以下の箇所での清掃作業を行います。(清掃は特別な薬品を使用せず水で行います) 工事期間中は、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。○作業箇所 緑町二丁目外

下野市全域で「しば焼き」を実施します

越冬病害虫を防除するため、あぜ道等のしば焼きを実施します。

○日時 1月28日(日)午前9時～正午
※雨天等により実施できない場合は、2月4日(日)に順延

※両日、雨天等により実施できなかった場合は、「中止」とします。

○場所 下野市内の水田・畑のあぜ道等

○問合せ 下野市農政課農業振興グループ ☎0285(32)8906

みぶ愛宕塚古墳出土「はにわ展」開催

○開催時期 2月4日(日)～2月21日(水) 午前9時～午後5時(最終日は午後3時まで)

月・火曜日の午前中及び祝日は休館

○会場 稲葉地区公民館1階 図書フロア

○開催内容 壬生町愛宕塚古墳出土はにわ

○入館料 無料

○主催 稲葉地区公民館・城址公園ホール

○協力 歴史民俗資料館
○問合せ 稲葉地区公民館 ☎(82)7374

○作業期間 1月上旬～2月下旬
○問合せ 下水道課工務係 ☎(81)1858・1859

「県道羽生田上蒲生線 助谷バイパス」

4車線供用開始のお知らせ

- 栃木県が4車線化整備を進めてきた「県道羽生田上蒲生線助谷バイパス」L=3.3km区間が完成し、下記のとおり開通の運びとなりました。
- 開通日時 平成30年2月3日(土) 午後3時から
 - 問合せ 栃木土木事務所整備部 ☎(23)3434
 - ※当日は、栃木県主催による「開通式」が次のとおり開催されます。
 - 開通式 羽生田小学校体育館にて、午前10時より
 - 通り初め式 県道羽生田上蒲生線路上にて、午前11時より



夜 間 ・ 休 日 の 診 療 機 関

◆壬生町在宅当番医 9:00~17:00

日付	病 院 名	自治会名	電話番号
1月7日	松 本 内 科 医 院	栄 町	☎82-2002
1月8日	佐 藤 医 院	安 塚 一	☎86-0123
1月14日	島 田 医 院	安 塚 二	☎86-0011
1月21日	小 倉 医 院	上 通 町	☎82-0057
1月28日	多 島 外 科 胃 腸 科	車 塚	☎82-7500
2月4日	陣 内 医 院	城 内	☎82-0242
2月11日	大橋内科クリニック	福和田	☎82-8522
2月12日	かとう小児科	落 合	☎82-7576



◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699

診療日時	平日（月～土曜日）	19:00～22:00 内科（小児を含む）のみ
	休日（日曜日）	内 科 9:00～21:00 外 科 9:00～17:00 小児科 18:00～21:00
	休日（祝日・年末年始）	内科（小児を含む）、外科 9:00～21:00

※受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

〔子ども〕 月曜日～土曜日 18:00～翌朝8:00 ☎028-600-0099 プッシュ回線#8000
日曜日・祝日 24時間

〔大人〕 毎日 18:00～22:00 ☎028-623-3344 プッシュ回線#7111

「自殺予防いのちの電話」

日 時 毎月10日 午前8時 ～ 翌日11日 午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談（死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。）

相談番号 0120-783-556 *通話料金無料



冬のはっこり あったか

ライデンマルシェ

都市駅伝 壬生町チームを応援して会場で暖まろう

平成30年1月28日(日) 10:00~16:00
役場前通り ライデン公園(通町9-23)

●お楽しみマルシェ●

野菜、いちご、お茶、ワークショップ
布小物、ピアス、天然石アクセ
木工品、バックなど

●大人気キッチンカー●

日光揚げゆばまんじゅう
ナポリピッツァ、ロングボト
カラフルわたあめ、唐揚げ
カレー、コーヒーなど

●できたてマルシェ●

牡蠣、海産味噌汁、焼きそば
(ソース、もんじゃ)、手打ちラー
メン、焼き芋、パンなど




主催: 蘭学仲通り商店会
共催: 壬生まちなか創生ワーキング
後援: 壬生町 壬生町観光協会

1月16日～2月15日

行事	栃木県小学生駅伝競走大会(1月28日) 栃木県都市町対抗駅伝競走大会(1月28日)
----	--

1月

16	火	
17	水	なかよし相談(保健福祉センター) 9:30～12:00 プチ工作(壬生町児童館) 15:00～16:30
18	木	人権・行政相談(保健福祉センター) 13:30～16:00
19	金	離乳食教室(保健福祉センター) 10:00～11:30 マミータイム(壬生町児童館) 10:00～12:00 ハイハイレース(子育て支援センター) 14:30～16:30
20	土	ベビーマッサージ(子育て支援センター) 10:30～11:30
21	日	
22	月	窓口業務時間延長日(本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課) 17:15～19:00
23	火	
24	水	メタボ予防教室(保健福祉センター) 9:30～11:30 プチ工作(壬生町児童館) 15:00～16:30 都市町駅伝 選手結団式(町総合運動場 管理棟2階会議室) 19:00～20:00
25	木	ベビーチャピィ(子育て支援センター) 9:30～11:30、13:00～16:30
26	金	チャピィ(子育て支援センター) 9:30～11:30、13:30～16:30
27	土	ベビーチャピィ合同(子育て支援センター) 9:00～11:30
28	日	栃木県小学生駅伝競走大会(栃木市総合運動公園) 9:00～13:00 栃木県都市町対抗駅伝競走大会(宇都宮市→壬生町→栃木市(往復)) 10:00～13:00
29	月	窓口業務時間延長日(本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課) 17:15～19:00
30	火	12・1月分上下水道料金口座振替日 ゆうがおマラソン大会実行委員会(町総合運動場 管理棟2階会議室) 19:00～21:00
31	水	プチ工作(壬生町児童館) 15:00～16:30

2月

1	木	
2	金	
3	土	ハイハイレース(子育て支援センター) 10:30～11:30
4	日	
5	月	窓口業務時間延長日(本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課) 17:15～19:00 人権単独相談(役場本庁 ひばり館A会議室) 9:30～12:00
6	火	
7	水	地域支援活動オカリナ演奏(おもちゃのまちゆうゆ館) 10:00～11:30 プチ工作(壬生町児童館) 15:00～16:30
8	木	
9	金	ベビーマッサージ(子育て支援センター) 14:30～16:30
10	土	ベビーチャピィ合同(子育て支援センター) 9:00～11:30
11	日	
12	月	
13	火	12・1月分上下水道料金納期限(納付書)
14	水	おっぴい相談(保健福祉センター) 10:00～11:30 プチ工作(壬生町児童館) 15:00～16:30
15	木	人権・行政相談(稲葉地区公民館) 13:30～16:00

乳幼児健診

場所 保健福祉センター
問合せ こども未来課母子保健係 81-1887

1月16日(火)10か月児健診 13:15～13:45
23日(火)1歳6か月児健診 13:00～13:45
30日(火)3歳児健診 13:00～13:45
2月6日(火)4か月児健診 13:15～13:45
13日(火)10か月児健診 13:15～13:45

図書館からのお知らせ

移動図書館(BM)1月の日程

10日(水)	藤井小学校	13:00～14:00
11日(木)	睦小学校	13:00～15:00
12日(金)	稲葉小学校	13:00～14:00
16日(火)	壬生北小学校	13:00～14:00
17日(水)	安塚小学校	13:00～15:00
18日(木)	羽生田小学校	13:00～14:00
24日(水)	壬生東小学校	13:00～15:00
26日(金)	おもちゃのまち(なかつ洋品店駐車場)	14:00～16:00

移動図書館(BM)2月の日程

7日(水)	藤井小学校	13:00～14:00
8日(木)	羽生田小学校	13:00～14:00
9日(金)	稲葉小学校	13:00～14:00
13日(火)	壬生北小学校	13:00～14:00
14日(水)	安塚小学校	13:00～15:00
15日(木)	睦小学校	13:00～15:00
21日(水)	壬生東小学校	13:00～15:00
23日(金)	おもちゃのまち(なかつ洋品店駐車場)	14:00～16:00

※なお、天候や行事の都合により上記日程、時間が変更になることがありますので、ご了承ください。

○おはなし会1・2月の日程

図書館では、スタッフ・ボランティアによる子ども向けの読み聞かせを開催しております。

・おはなしひろば

1月6日(土)・13日(土)・20日(土)・27日(土)
2月3日(土)・10日(土)・17日(土)・24日(土) 14:00～14:45

・親子おはなし会

(3・4・5才向け) 1月13日・2月10日(土) 11:00～11:30
(0・1・2才向け) 1月18日・2月15日(木) 11:00～11:30

《共通事項》

・会場 図書館2階 児童室

◎問合せ 町立図書館 ☎(82)8543

心配ごとと特別相談(弁護士相談)

○相談日時 1月11日(木) 10:00～12:00
2月8日(木) 10:00～12:00

○会場 町保健福祉センター

○対象 町内在住者 各回5名(先着順)

なお、同一の内容の相談は1回限りです。

◎申込・問合せ 1月9日(火) 8:30～ 電話申込受付

2月5日(月) 8:30～ 電話申込受付

(福)壬生町社会福祉協議会 ☎82-7899

※国が設立した法律相談機関『法テラス栃木』もご利用ください。

☎050-3383-5395

相談
無料

●町県民税.....(4期)

●国民健康保険税.....(7期)

●介護保険料.....(7期)

●後期高齢者医療保険料.....(7期)

納期限 1月31日(水)

毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日

毎月第3日曜日は家庭の日です。
この機会に家族の絆を深めてみませんか?
※一部施設で優待制度があります。(詳細は県HP参照)
◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課 ☎81-1873

出張!なんでも鑑定団inみぶ開催



11月12日(日)、城址公園ホール(壬生中央公民館)において、「出張!なんでも鑑定団inみぶ」の収録が行われました。

たくさんの応募の中から選ばれた6名の依頼人が持つ自慢のお宝を、テレビでおなじみの鑑定士が鑑定しました。またお笑いタレントの石田靖さんの司会により、会場は大いに盛り上がりました。

収録の様子はテレビ東京で2月27日(火)20:54~に放送される予定です。是非ご覧ください。

壬生町の委託を受けたと称した業者にご注意下さい!

最近、町内で業者による排水管の点検及び修繕の訪問に関する問い合わせがありました。

内容としては、「町から委託されて宅地内の排水管や汚水ますの点検に来ました」や「排水管がずれているので直した方がよい」などと言葉巧みに契約を迫ってくるといったものです。

宅地内の排水設備は、お客様の費用で設置・管理をさせていただいており、特別な場合を除いて、町が宅地内の排水設備の点検・修繕・清掃を行うことはありません。

壬生町の依頼を受けたと称した業者による訪問には、十分にご注意下さい。

上水道についても同様のお問い合わせがありましたので、ご注意ください。



◎問合せ 下水道課 電話(81)1858
壬生町消費生活センター 電話(82)1106

寄附

まちづくりの推進に役立ててほしいと寄附がありました。

獨協医科大学医学部バレーボール部 様……1万円



農家そば処 通の隠れ家 蕎香 中嶋正氏が「とちぎ地産地消夢大賞優秀賞」受賞!!



「農家そば処 通の隠れ家 蕎香」の代表 中嶋正氏が10月28日(土)に栃木県庁にて開催されました「とちぎ食育推進大会2017」において、地産地消活動に積極的に取り組む、地域の発展に貢献してきたことが認められ、「とちぎ地産地消夢大賞優秀賞」を受賞されました。

今回は3月生まれのアイドルを募集します。

【締切】1月26日(金)

【必要事項】氏名(ふりがな)(複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号

【申込方法】町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル送信フォーム <http://www.town.mibu.tochigi.jp/idol/> から申込みができます。

役場総合政策課、稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受付けています。

【申込先】壬生町総務部総合政策課情報広報係
〒321-0292 壬生町通町12-22

Eメールアドレス: sougo@town.mibu.tochigi.jp

【備考】写真は掲載後、原則お返しできませんのでご了承ください。また、町子育てサイトのトップページにもお写真を掲載いたします。



わが家のアイドル

みんなの広場



ふじき そら
伏木 奏良くん
(H28.1.12生)
(落合)



はなだたまき
花田 環ちゃん
(H28.12.20生)
(安塚中央)



きむらぎもも子
木村 和元くん
(H26.1.7生)
(安塚三)

【まちのうごき】●総人口 39,703人(▲7) 男 19,729人(▲11) 女 19,974人(4) ●総世帯 15,780(5) ()内は前月比 平成29年度11月末現在

広報みぶ 1月号

No.704
平成30年1月1日発行

発行人/壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集/総務部総合政策課情報広報係
電話0282-81-1814 FAX0282-82-8262 町公式ウェブサイト <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

環境保護のため再生紙を使用しています。